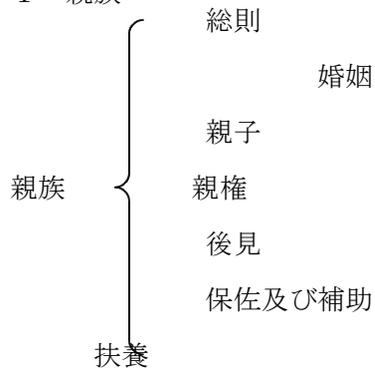


第6部 親族

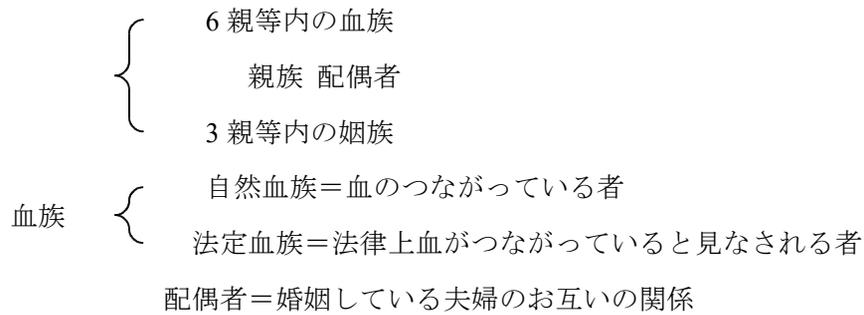
1. 親族

■ 127-1 親族



■ 127-2 親族とは

【親族】6親等内の血族と配偶者と3親等内の姻族（725条）



姻族=配偶者の一方と他の配偶者の血族との関係。

* 夫の親と妻の親との関係は姻族ではない。

* 姉の夫と妹の夫の関係は姻族ではない。

直系=血統が直下するもの（祖父母→父母→子→孫）

傍系=血族が共同始祖によるもの（父母が共同始祖の兄弟姉妹、祖父母が共同始祖の従兄弟）

親等=親族間の世代数を数えてこれを定め、傍系親族では同一の祖先にさかのぼり数えるもの（726条）。

尊属=自分より前の世代にある父母・祖父母などと同じ世代が属する血族

卑属=自分より後の世代にある子孫などと同じ世代が属する血族

* 自分の配偶者、自分と同世代が属する兄弟姉妹・従兄弟、姻族は尊属でも卑属でもない。

第6部 親族

2. 婚姻

■ 128-1 婚姻の成立

- ①婚姻の届出
- ②婚姻意思の合致
- 婚姻の要件
- ③婚姻適齢
- ④重婚の禁止
- ⑤再婚禁止期間の経過
- ⑥近親婚の禁止
- ⑦父母の同意

⑤再婚禁止期間の経過

女性は前婚の解消または取消の日から6ヶ月を経過していることが必要(733条1項=待婚期間)。解消、取消後すぐに婚姻すると、生まれてくる子供がどちらの子供か分からなくなる。

⑥近親婚の禁止

直系血族または3親等内の傍系血族の間での婚姻はできない。これは、817条の9の規定によって特別養子縁組による親族関係が終了した後も同様で婚姻できない(734条2項)。ただし、養子と養方(ようかた)の傍系血族との間では婚姻できる(734条1項)。

【養方・ようかた】養子からみて、養親やその親族の側をいう。

【実方・じつかた】養子からみて、自分の自然血族関係にある親族の側。婚姻によって氏を改めた者からみて、その実家側をもいう。

条文(近親者間の婚姻の禁止)第734条

直系血族又は3親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。《改正》平16法147 2 第817条の9の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

養親子(ようしんし)関係でも婚姻できない場合

- ①養子と養親またはその直系尊属
- ②養子の配偶者と養親またはその直系尊属
- ③養子の直系卑属と養親またはその直系尊属
- ④養子の直系卑属の配偶者と養親またはその直系尊属

ヨウシン直尊

⑦父母の同意

未成年者が婚姻するときは父母の同意が必要(737条1項)。ただし、父母の一方が同意しないとき、父母の一方が知れないとき、死亡したとき、意思を表示することができないときは、一方の同意だけで足りる(737条2項)。

条文(未成年者の婚姻についての父母の同意)第737条

未成年の子が婚姻するには、父母の同意を得なければならない。《改正》平16法147

2 父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様とする。

★父母の両方が死亡した場合は同意は不要。個人の自由意思尊重の観点から父母の同意制度自体批判がある。

★成年被後見人が行員をする場合、成年後見人の同意は不要(738条)。

条文(成年被後見人の婚姻)第738条

成年被後見人が婚姻するには、その成年後見人の同意を要しない。

■ 129-1 婚姻の無効

- 婚姻の無効 { ①当事者間に婚姻の意思がないとき(742条1項)
- ②当事者が婚姻の届出をしないとき(742条2項)

■ 129-2 婚姻の取消

- 婚姻の取消 { ①当事者が今適齢期に達していたい場合(744条1項・731条)
- ②重婚の場合(744条・732条)
- ③再婚禁止期間が経過していない場合(744条・733条)
- ④近親婚の場合(744条・734条～736条)
- ⑤婚姻が詐欺・脅迫による場合(747条)

①当事者が今適齢期に達していたい場合（744条1項・731条）
*不適齢者が適齢になるとはや取り消すことが（745条1項）
*ただし本人のみは適齢になってから3ヶ月は追認しない限り取り消せる（745条2項）

②重婚の場合（744条・732条）
*当事者の配偶者も取消の請求ができる（744条2項）。
*重婚は後婚（??）については取消原因となり、前婚（ぜんこん）については離婚原因となる（744条・770条1項1号・2号）。

【前婚】再婚した場合、前の婚姻をいう。→後婚＝再婚した場合の後の婚姻
★<失踪者の生還>
失踪者も生還すればずっと生存していた事になるので、後の結婚（後婚）は最初から重婚という法的に認められないことになってしまうので、後婚については取消原因になる。逆に、前婚については、当初から合法であったのだから、法的に何ら問題はない。だから取り消し原因にはならない。それと別の問題として、失踪の場合は離婚原因の770条1項3号「配偶者の生死が三年以上明らかでないとき」に該当したり、また重婚状態になったことが同条同項5号「その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき」に該当するので、前婚につき離婚原因ということになる。

★<後婚の優先>
なお、後婚について法的に問題があり重婚が認められないとはいっても、当事者間で合意して築いた婚姻関係が現存するわけだから、本人の意思を大事にする身分行為関連法規においては、関係の継続の余地を残す上で無効とするよりも取消とした方が都合が良い。このことは、後婚の当事者双方が失踪者生存の事実につき善意（知らなかった）の場合に後婚を優先している事とも合致します。

③再婚禁止期間が経過していない場合（744条・733条）
*この場合、前の配偶者も取消の請求ができる（744条2項）。なお、前婚の解消もしくは取消の日から6ヶ月を経過していれば、あるいは女性が再婚後に妊娠したときは取消の請求はできない。

条文（再婚禁止期間内にした婚姻の取消）第746条
第733条の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消の日から6箇月を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができない。

⑤婚姻が詐欺・脅迫による場合（747条）
この場合取消請求ができるのは、詐欺または脅迫を受けた者だけ！また、取消は詐欺を発見し、あるいは脅迫を免れた後3ヶ月を経過する前で行わなければならない。3ヶ月を経過するか追認した場合は取消権は消滅する（747条2項）。

★①～④は双方に取消請求権があるが、⑤だけは一方のみ。

★「取消」は普通は「はじめから無効」だが、婚姻の場合には「将来に向かってのみ効力がなくなる」（748条1項）。ただし「協議離婚の取消」は「婚姻の取消」と異なり届出の時に遡及する。

■ 130-1 婚姻の効力

- 婚姻の効力
- ①夫婦は同じ氏
 - ②同居し、協力し、扶助する義務
 - ③貞操を守る義務
 - ④成年と見なされる
 - ⑤夫婦間の財産関係

①夫婦は同じ氏
*離婚をすれば氏を改めた夫または妻の前の氏にもどす（767条1項）。
*一方が死亡したときも残された配偶者で氏を改めている場合は前の氏に戻ることができる（751条1項）。

条文（夫婦の氏）第750条
夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

条文（離婚による復氏等）第767条
婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によって婚姻前の氏に復する。
2 前項の規定により婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から3箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離婚の際に称していた氏を称することができる。

事例 <聖子ちゃん届け>
松田聖子の本名は浦池法子。神田正樹と結婚して神田法子を名乗るも、離婚後そのままであれば浦池の氏に戻るはず。でも離婚後も神田の氏を名乗っているのは、3ヶ月以内に「浦池ではなく神田の姓を名乗ります」という戸籍の届けをしたことになる。

条文（生存配偶者の復氏等）第751条
夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる。

③貞操を守る義務
【貞操】性的関係の純潔
*配偶者が不貞行為をしたときは離婚原因となる（770条1項1号）

④成年と見なされる
【成年擬制】20歳未満の未成年者でも、婚姻適齢に達すれば父母の同意を得て婚姻できる。この場合、未成年者でも成年に達したものとみなされること。

*成年擬制で結婚し、20歳未満のままその後離婚しても成年擬制の効果は失われない（通説）。

*父母の同意のない婚姻届が誤って受理された場合、婚姻当事者双方に婚姻意思があれば婚姻は有効に成立し、無効ではない。つまり父母の同意なく婚姻した場合でも成年擬制が認められる。

*成年擬制は「公職選挙法」「未成年者飲酒禁止法」「未成年者喫煙禁止法」では未成年者として取り扱われる。

⑤夫婦間の財産関係

婚姻前に契約で自由に定めることができる（夫婦財産契約＝法定財産制＝755条～759条）。

- 夫婦財産契約
- ①夫婦はその資産や収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生じる費用を分担する。
 - ②夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方はこれによって生じた債務について連帯して責任を負わねばならない。ただし、あらかじめ責任を負わない旨を予告しておけば連帯責任を負わないで済む（761条）。
 - ③夫婦の一方が婚姻前から持っていた財産及び婚姻中自分名義で取得した財産はその人の特有財産となり、どちらのものか分からない財産は共有と推定される（762条）。

条文（日常の家事に関する債務の連帯責任）

第761条 夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。

■131-1 婚姻の解消

- 婚姻の解消要件
- ①死亡したとき
 - ②離婚したとき

①死亡したとき

*婚姻関係は生存配偶者が終了させる意思表示をしたときに消滅する（728条2項）。

*婚姻の際に氏を改めている配偶者は、婚姻前の氏に戻るのもそのままの氏でいるのも自由（751条1項）▲。

*婚姻関係の終了と復氏とは別問題なので、婚姻関係を終了させて氏をそのままにしておいても、逆に婚姻関係はそのままにしておいて氏を元に戻してもかまわない。

条文（離婚等による姻族関係の終了）第728条

姻族関係は、離婚によって終了する。

《改正》平16法147-2 夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様とする。

条文（生存配偶者の復氏等）第751条

夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる。《改正》平16法147-2 第769条の規定は、前項及び第728条第2項の場合について準用する。

②離婚したとき

- 離婚
- 協議離婚（協議上の離婚）
 - 裁判離婚（裁判上の離婚）

協議離婚＝離婚の意思が合致し、その届出をすることで離婚できる（763条・764条・739条）。

*それが詐欺や脅迫によるときは裁判所に離婚の取消請求ができる（764条・747条）。

*婚姻の取消には遡及効果はないが、離婚の取消には遡及効果がある。

*未成年の子供がいるときは、夫婦間の協議でどちらか一方を親権者と定めなければならない（819条1項）。

裁判離婚＝協議離婚や調停離婚が成立しなければ、夫婦の一方は裁判所に離婚の訴えができる（770条1項）。

- 裁判離婚の訴えが提起できる要件
- ①配偶者に不貞行為があったとき
 - ②配偶者から悪意で遺棄されたとき
 - ③配偶者の生死が3年以上明らかでないとき
 - ④配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき
 - ⑤その他婚姻を継続しがたい重大な事由があるとき

判例

別居期間が相当期間にわたるなどの具体的事情から判断すると、婚姻が破綻に至ったことに責任のある配偶者（有責配偶者）からの離婚請求も認められる（最判昭和63年4月7日）。

■131-2 離婚の効果

- 離婚の効果
- ①再婚が自由ができる
 - ②姻族関係が終了する
 - ③子供に親権者を定めなくてはならない
 - ④子供に監護者を定めることができる
 - ⑤復氏する
 - ⑥財産分与の請求ができる

⑦祭祀財産の承継者を定めなければならない

④子供に監護者を定めることができる

*親権者が子供を育てることができない場合、現実には子供を監督・保護・養育する監護者を、協議で決めたりまたは裁判所に決めてもらえる。

*父が親権者で母が監護者、父が親権者で祖父母・第三者が監護者でもかまわない

⑤復氏する

<聖子ちゃん届け>参照

⑥財産分与の請求ができる

当事者の協議で、または家庭裁判所によって決めてもらえる (768条2項)。

⑦祭祀財産の承継者を定めなければならない

婚姻で改氏し、祖先のまつりごとに関する権利を継承しているときは、離婚の際に当事者及び関係者との協議で、あるいは家庭裁判所でそれを継承する者を決めなくてはならない (769条2項)。

【祭祀財産】墓、祭壇、位牌など。この祭祀財産は相続人の中で分割すると、祖先の祭祀をするときに不都合が生じるので、相続財産とは別個に特定の1人に受け継がせることになっている。これを祭祀承継者という。祭祀財産を受け継ぐ人は、まず被相続人(故人)が、生前に指定していたのであれば問題ない。だが被相続人による指定がなく、遺族の間での合意がない場合には、家庭裁判所の調停、もしくは審判によって決められることになる。(民法 897条2項)

条文 (離婚による復氏の際の権利の承継) 第769条

婚姻によって氏を改めた夫又は妻が、第897条第1項の権利を承継した後、協議上の離婚をしたときは、当事者その他の関係人の協議で、その権利を承継すべき者を定めなければならない。《改正》平16法147

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。

条文 (祭祀に関する権利の承継) 第897条

系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。《改正》平16法147

2 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

■ 132-1 内縁

【内縁】実際に夫婦として生活をしているが、婚姻届をしておらず法律的に婚姻とは見なされないこと

民法には規定がないが、判例・学説で、婚姻届出と直接に関連するものを除き、内縁の婚姻あるいは離婚の効果を求める。

内縁にも認められる
婚姻・離婚の効果

- ①同居し、協力し、扶助する義務
- ②貞操を守る義務
- ③婚姻費用の分担
- ④日常家事債務の連帯責任
- ⑤どちらに属するか分からない財産の共有推定
- ⑥財産分与請求権

内縁では認められない効果

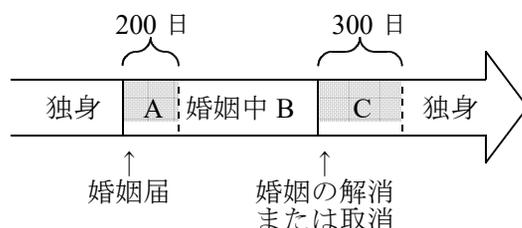
- ①夫婦同氏
- ②成年擬制
- ③配偶者の相続権

第6部 親族

3. 親子

■ 133-1 嫡出子

【嫡出子】婚姻関係にある男女間で懐胎し、出生した子供



*妻が婚姻中に懐胎した子（期間A+B）、婚姻成立の日から200日を経過した後または婚姻の解消・取消の日から300日以内（期間B+C）に生まれた子供は、

*婚姻中に懐胎したものと推定し、夫の子と推定する（772条2項）。よっていちいち夫婦の間の子供だと証明する必要はない。

【推定されない嫡出子】婚前交渉によって婚姻前から懐胎し、婚姻後200日以内に出生することがあるので、婚姻後200日以内（期間A）に生まれた子供の嫡出子とされる

【推定の及ばない子】嫡出子と推定される場合でも、その期間内に生まれた子が絶対に夫の子供であり得ない場合には嫡出子としての推定が及ばない。

■ 113-2 父を定める訴え（773条）

{ 重婚
女性が離婚後すぐの婚姻 } → 子供が生まれる = 772条・2人の男性が父親と推定される可能性

【父を定める訴え】2人の男性が父親と推定される可能性がある場合、裁判所にどちらが父親か決めてもらうこと。

条文（嫡出の推定）第772条

妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。《改正》平16法147

2 婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

条文（父を定めることを目的とする訴え）第773条

第733条第1項の規定に違反して再婚をした女が出産した場合において、前条の規定によりその子の父を定めることができないときは、裁判所が、これを定める。

■ 113-3 嫡出否認の訴え

【嫡出否認の訴え】妻が浮気をして子供ができたとき、そのまま放っておくと772条によりその子は夫の子と推定される。その場合、夫は嫡出否認の訴えを起こすことができる（774条）。

*訴えの相手方は「その子供」または「親権を行う母」（775条）。

*子供が出生したことを知ったときから1年以内に訴えを提起せねばならない（777条）。

*ただし、夫が青年被後見人であるときは、後見開始の審判の取消があった後、夫が出生したことを知ったときから1年以内に訴えを起こさなければならない（778条）。

*つまり夫はその子供が胎児の間は、嫡出子であることを否認・承認できない。一方父（夫）はその子供が胎児の間でも母の承諾があれば認知することができる（783条）

*子供が出生した後に夫が嫡出子であることを承認すると、もう否認することができず、夫の承認によって直ちに父子関係が確立する（776条）。

条文（胎児又は死亡した子の認知）第783条

父は、胎内に在る子でも、認知することができる。この場合においては、母の承諾を得なければならない。《改正》平16法147

2 父又は母は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、認知することができる。この場合において、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。

条文（嫡出否認の訴えの出訴期間）第777条

嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知った時から1年以内に提起しなければならない。《改正》平16法147

条文第778条 夫が成年被後見人であるときは、前条の期間は、後見開始の審判の取消しがあった後夫が子の出生を知った時から起算する。《改正》平11法149《改正》平16法147（認知）

条文（嫡出の承認）第776条

夫は、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、その否認権を失う。

■ 113-4 認知

紀男と恵美子が結婚して、婚姻中に生まれた義人は紀男と恵美子の嫡出子。
紀男と恵美子が結婚していなければ、紀男が義人を「認知」しなければ子とは認められない。

【認知】父または母が婚姻外においてつくった子供を自分の子供であると認めること（779条）。

条文（認知）第779条

嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。

【嫡出】律上の婚姻関係にある男女の間に生まれること。

判例

母とその非嫡出子との間の親子関係は原則として母の認知は不要。分娩の事実により親子関係は当然発生する（最判昭和37年4月27日）。

- ①任意認知=父または母の自由な意思によってなされる認知
- ②強制認知=父または母が認知をしないときに、子供・その直系の卑属またはそれらの法定代理人が裁判所に起こす認知の訴えにより強制的に認知してもらうこと

①任意認知

*父または母はに成年者または成年被後見人であっても法定代理人の同意は不要（780条）。

*認知は戸籍法の定めるところにより届け出ることによって行い（781条1項）、または遺言によってもできるが（781条2項）、一旦認知をした以上は取り消せない（785条）。

*成年に達した子供を認知するときは本人の承諾が必要で（782条）、父が胎児を認知するときは母である女性の承諾が必要（783条1項）。▲（なぜ？）

*死んだ子供を認知するには、その子供に子・孫等の直系卑属が有る場合に限るが、その直系卑属が成年に達しているときは、その本人の承諾が必要（783条）。▲（なぜ？）

条文（認知能力）第780条

認知をするには、父又は母が未成年者又は成年被後見人であるときであっても、その法定代理人の同意を要しない。《改正》平11法149《改正》平16法147

条文（認知の方式）第781条

認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによってする。《改正》平16法147

2 認知は、遺言によっても、することができる。《改正》平16法147

条文（成年の子の認知）第782条

成年の子は、その承諾がなければ、これを認知することができない。《改正》平16法147

条文（胎児又は死亡した子の認知）第783条

父は、胎内に在る子でも、認知することができる。この場合においては、母の承諾を得なければならない。《改正》平16法147

2 父又は母は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、認知することができる。この場合において、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。

②強制認知

*認知の訴えは父または母が生きている間はいつでも行えるが、父母が死んだ日から3年を経過したときはできない（787条）。

③認知効果

認知の効果

- 親子関係が生じる
- 親子関係に存在するすべての効果が発生▲
- 親子関係は認知の時からではなく、その子が生まれたときまで遡り、遡及的に発生する。

*認知効果は第三者が取得した権利を害することはできない（784条）。

条文（認知の効力）第784条

認知は、出生の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者が既に取得した権利を害することはできない。

④準正（じゅんせい）

【準正】嫡出子でない子を嫡出子とする制度

*紀男が義人を認知したあとで、義人の母親恵美子と婚姻した場合、義人は嫡出子となる（789条1項）。

*婚姻していない紀男と恵美子の間に義人という認知されていない子供がいる場合、のちに紀男と恵美子が婚姻し認知すれば義人は嫡出子となる（789条2項）

*子供がすでに死亡している場合にも適用される。（789条3項）。

条文（準正）

第789条 父が認知した子は、その父母の婚姻によって嫡出子の身分を取得する。《改正》平16法147

2 婚姻中父母が認知した子は、その認知の時から、嫡出子の身分を取得する。《改正》平16法147

3 前2項の規定は、子が既に死亡していた場合について準用する。

■ 113-5 子の氏

の父 ①嫡出子の場合は父母の氏を称する。ただし、子供の生まれる前に父母が離婚したときは、離婚の際母の氏を称する（790条1項）。

②非嫡出子の場合は、母の氏を称する（790条2項）。

で、その父または母の ③子が父または母と氏が異なる場合、子は家庭裁判所の許可を得て、届け出ること
氏を称することができる（791条1項）。

第6部 親族

3. 親子

■ 134-2 養子縁組の無効・取消

養子・縁組の無効原因 { ①当事者間に縁組する意思がないとき (802条1号)
②当事者が縁組の届出をしないとき (802号2号)

養子・縁組の取消原因 { ①養親 (ようしん) が未成年者の場合
②尊属または年長者を養子にした場合
③後見人が家裁の許可無しに被後見人を養子にした場合
④配偶者のある者がその配偶者の同意を得ないで縁組をした場合
⑤養子を監護すべき者の同意を得ないで縁組をした場合
⑥家裁の許可なしに未成年者を養子にした場合
⑦詐欺または脅迫による縁組の場合

*婚姻の取消の場合、検察官も取消権者となっていたが、養子縁組ではそうではない。

①養親 (ようしん) が未成年者の場合
*取消権者=養親またはその法定代理人
*養親が成年に達した後 6ヶ月を経過するか、追認したときは取り消せなくなる (804条)。

条文 (養親となる者の年齢) 第792条
成年に達した者は、養子をすることができる。

②尊属または年長者を養子にした場合
*取消権者=各当事者またはその親族

条文 (尊属又は年長者を養子とすることの禁止) 第793条
尊属又は年長者は、これを養子とすることができない。

③後見人が家裁の許可無しに被後見人を養子にした場合
*取消権者=養子またはその実方の親族
*管理の計算が終わった後、養子が追認をし、または 6ヶ月を経過したときは取り消せなくなる (806条1項)。

▲ *養子の追認は、養子が成年に達し、または行為能力を回復した後にしないと効力を生じない。

④配偶者のある者がその配偶者の同意を得ないで縁組をした場合
*取消権者=同意をしていない配偶者
*その配偶者が縁組を知って 6ヶ月を経過するか、または追認したら取り消せなくなる (806条の2第1項)。
*配偶者の同意が詐欺や脅迫によるものなら取り消せる。ただし、詐欺を発見したり脅迫を免れた後 6ヶ月を経過するか、または追認したら取り消せなくなる (806条の2第2項)。

条文 (配偶者のある者の縁組) 第796条
配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならない。ただし、配偶者ととも
に縁組をする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

⑤養子を監護すべき者の同意を得ないで縁組をした場合
*取消権者=縁組の同意をしていない監護者たる父母
*同意がなくても、監護者が追認したり、また養子が 15歳に達した後 6ヶ月を経過したり、養子が追認した場合は 取り消せなくなる (806条の3第2項)。

*同意が詐欺や脅迫によるものなら取り消せる。ただし、詐欺を発見したり脅迫を免れた後 6ヶ月を経過するか、または追認したら取り消せなくなる (806条の3第2項)

条文 (15歳未満の者を養子とする縁組) 第797条
養子となる者が 15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができ
《改正》平16法147
2 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他
にあるとき は、その同意を得なければならない。

⑥家裁の許可なしに未成年者を養子にした場合
*取消権者=養子とその実方の親族、または養子に代わって縁組の承諾をした者
*養子が成年に達した後 6ヶ月を経過するか、または追認したら取り消せなくなる (807条)。

条文 (未成年者を養子とする縁組) 第798条
未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。ただし、自己又は配偶者の直
系卑属を養子とする場合は、この限りでない。

⑦詐欺または脅迫による縁組の場合
*取消権者=詐欺または脅迫によって養子縁組をした養子または養親
*詐欺を発見したり脅迫を免れた後 6ヶ月を経過するか、または追認したら取り消せなくなる (808条1項・747条2項)。

■ 134-3 養子縁組の効力

- 養子縁組の効力
- ①その日から養子は嫡出子の身分を取得 (890 条)
 - ②養子は未成年のときは養親の親権に従う (818 条 2 項)
 - ③養子は養親の氏を称す (810 条)
 - ④お互いに相続権が生じる (887 条・889 条)
 - ⑤養子と養親およびその血族との間に法定血族関係が生じる (727 条)

■ 134-4 養子縁組の解消

- 解消原因=離縁
- ①協議上の離縁
 - ②裁判上の離縁

①協議上の離縁

- *縁組のと当事者が合意し、それを届け出ることによって成立 (811 条 1 項)
- *協議は養子-養親間で行い、養子が 15 歳未満であれば離縁後養子の法定代理人となるべき者 (普通は親権を回復する実父母) が養子に代わって協議する (811 条 2 項)。
- *養親が夫婦である場合、未成年者である養子と離縁するときは、夫婦が共に養子と離縁しなくてはならない (811 条の 2)。

者との協議で
にその親権
しくは母又
の請求によ
149《改正》平 16 法 147
を得て、こ

条文 (協議上の離縁等) 第 811 条

縁組の当事者は、その協議で、離縁をすることができる。《改正》平 16 法 147

2 養子が 15 歳未満であるときは、その離縁は、養親と養子の離縁後にその法定代理人となるべきこれをする。

3 前項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議で、その一方を養子の離縁後者となるべき者と定めなければならない。

4 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項の父若しくは養親の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。《改正》平 16 法 147

5 第 2 項の法定代理人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、養子の親族その他の利害関係人として、養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者を選任する。《改正》平 11 法

6 縁組の当事者の一方が死亡した後に生存当事者が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得ることができる。

夫婦の一

条文 (夫婦である養親と未成年者との離縁) 第 811 条の 2

養親が夫婦である場合において未成年者と離縁するには、夫婦が共にしなければならない。ただし、一方がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

の嫡出であ
の限りでない。

条文 (配偶者のある者が未成年者を養子とする縁組) 第 795 条

配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともにしなければならない。ただし、配偶者の子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、こ

②裁判上の離縁

- 裁判上の離縁の要件
- ①他の一方から悪意で遺棄されたとき
 - ②他の一方の死が 3 年以上明らかでないとき
 - ③その他、縁組を継続しがたい重大な事由があるとき
- *①②の事由があっても、このまま縁組を継続した方が良いと裁判者が判断すれば、離縁の請求を棄却することができる (814 条 2 項・770 条 2 項)。

■ 134-5 離縁の効力

- 係は
- ①養子は養親の嫡出子ではなくなり、養子と養親の血族間の法定血族関係や、縁組後発展した親族関係はすべて消滅する
 - ②養子の氏は原則縁組前の氏に戻す (816 条 1 項)
 - ③養子が養親の祖先のまつりごとに関する権利を継承後離縁するときは、当事者その他の関係者あるいは家庭裁判所で、この継承すべき者を定めなければならない (817 条・769 条)。

■ 134-6 特別養子縁組

【特別養子縁組】昭和 62 年の民法改正で認められた、縁組後実方との親族関係を終了させる縁組制度。それまでの養子縁組制度では、養子になっても養子と実方の血族との親族関係に変化がなかった。

①養親は夫婦であり、原則夫婦そろって養親となること (817 条の 3)

特別養子縁組の成立要件

②養親は原則 25 歳以上であること。ただし一方が 25 歳以上なら、もう一方は 20 歳以上でも良い (817 条の 4)

③養子が原則 6 歳未満であること (817 条の 5)

④原則養子となる者の父母の同意があること (817 条の 6)

⑤父母による監護が著しく困難か不相当であり、その特別な事情から「特養」が子の利益のために特に必要であると認められること (817 条の 7)

* 親族関係の終了は法律上のことであり、自然的親族関係は終了しない。相続権や扶養義務は消滅するが、実親と結婚できるようにはならない。

■ 135-1 親権

【親権】未成年の子供を監護・教育するために認められた親の権利義務の総称

* 親権に服する者は未成年の子供に限られる (818 条 1 項)。ただし、婚姻すれば成年に達したものとみなされるので親権に服しない。

- ① 実子 に対しては実父と実母がその婚姻中は共同して親権を行う (818 条 1 項・3 項本文)。
- ② 養子 に対しては実父母でなく養親 (父母) がその婚姻中は共同して親権を行う (818 条 2 項・3 項本文)
- ③ 父母が共同して親権を行う場合、父母の一方が共同の名義で子に代わって法律行為をし、また子がその行為に同意したときは、その行為は他の一方の意思に反したときであっても除き有効 (825 条)。▲
- ④ 父母のどちらかが死亡または失踪宣言を受け親権を失ったとき、他の一方が単独 (818 条 3 項)。父母の両方が死亡したり親権を失ったときは、後見人が定められる (838 条 1 項)。
- ⑤ 父母が協議離婚をするとき、父母の協議でどちらか一方を親権者と定めなければならない (838 条 1 号)。協議が上手くゆかない・できないときは家庭裁判所に決めてもらえる (819 条 5 項)。
- ⑥ 父母が裁判上の離婚をするとき、裁判所が父母の一方を親権者と定める (819 条 2 項)。
- ⑦ 子供が生まれる前に父母が離婚したとき、母が親権者となるが、出生後父母の協
議あるいは家庭裁判所の審判で父を親権者と定めることができる (819 条 3 項・5 項)。
- ⑧ 非嫡出子 (婚姻関係にない時の子) は母が親権者となるが、父がその子を認知したときは、父母の協
議あるいは家庭裁判所の審判で父を親権者と定められる (819 条 4 項・5 項)。内縁関係 (事実婚) にある夫婦に生まれたい子も非嫡出子として扱われ母の親権に服する。
- ⑨ 親が未婚の未成年であるとき、その未成年者の親権者または後見人がその未成年に代わって親権を行う (833 条・867 条 1 項)。

①実子、②養子、③父母の一方が共同名義、④父母の一方が死亡・失踪、⑤協議離婚、⑥裁判上の離婚、⑦出生前に父母が離婚、⑧結婚前の子、⑨ガキがガキを生む

■ 135-2 親権の効力

- ① 居所指定権 = 親権者の指定場所に子は居所を定めなければならない (821 条)
- ② 懲戒権 = 必要な範囲で懲戒し、家裁の許可で懲戒場に入れられる (822 条)
- ③ 職業許可権 = 親権者の許可なく子は職業を営むことはできない (823 条)
- ④ 財産管理権・代理権 = 子の財産を管理し、その財産に関する法律行為では子を代理 (代表) する。その際、親権者は自己のためにするのと同じの注意をもって管理権を行わねばならない (828 条)。利害が対立するときは子を代理できないので、親権者は特別代理人の選任を家裁に請求せねばならない (826 場)。第三者が子に無償で財産を与えたり親権者に管理させない旨の意思表示が第三者からあれば、親権者は財産管理権を失う (830 条 1 項)。

①手元に置いて、②叱って、③商売させて、④財産を管理する。

■ 135-3 親権の喪失

- * 親権者がそれを濫用したり、著しく不行跡であるとき、家裁は「親権喪失宣言」をして親権を取り上げる（834条）。
- * 子の財産管理が不適切でそれを危うくすると、家裁は「管理権喪失宣言」をする（835条）。
- * やむを得ない事由から家裁の許可があれば親権者はその親権、管理権を辞退できる（837条1項）。

第6部 親族

4. 後見・保佐・補助・扶養

■ 136-1 後見

{
親権者（親）
未成年者の保護者
未成年後見人（親権者不在か管理権がない場合⇔未成年被後見人）

成年被後見人の保護者 = 成年後見人
↳ 精神上の傷害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者

未成年後見人 = 1人に限る。法人はダメ（842条）
成年後見人 = 数人でもOK。法人でもOK（843条・859条の2）

	未成年者（未成年被後見人）
保護者	親権者（親）または未成年後見人
決定	①最後に親権を行った者が遺言で指定（839条1項） ②遺言者がいなければ家裁が選任（840条）
人数	1人に限る。法人はダメ（842条）
尊重配慮	なし
辞職	正当な事由で家裁の許可を得て辞職（844条）
監督	未成年後見監督人

	成年被後見人
保護者	成年後見人
決定	家裁が後見開始の審判をするとき職権で選任（843条1項）
人数	数人もOK。法人でもOK（859条2項）
尊重配慮	生活、療養看護および財産の管理事務を行う際に、①本人の意思を尊重し、②心身の状態・生活の状況に配慮（858条）
辞職	正当な事由で家裁の許可を得て辞職（844条）
監督	成年後見監督人

■ 136-2 保佐・補助

	被保佐人	被補助人
保護者	保佐人	補助人
決定	①家裁の保佐・補助開始の審判をするとき職権で選任 ②選任時に本人の意見も考慮される	
人数	数人でもOK	
辞職	正当な事由で家裁の許可を得て辞職	
尊重配慮	保佐・補助の事務を行う際に、①本人の意思を尊重し、 ②心身の状態・生活の状況に配慮	

■ 136-3 後見人（準用＝補佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人、補助監督人）になれない者

- {
①未成年者
②家裁で免ぜられた法定代理人、補佐人、補助人
③破産者
④被後見人に対して訴訟をしたりあるいはしたことがある者、その配偶者、その直系血族
⑤行方不明者

■ 137-1 扶養

【扶養】 経済力がなく独力で生活できない人に対し一定の親族関係のある人が経済的にその人を援助すること

-
- ①直系血族および兄弟姉妹（877条）
 - ②3親等以内の親族で特別な事情があると家裁が判断したとき（877条2項）

扶養の程度・方法

扶養義務のある者・扶養を受ける権利のある者が数人いるときの順序

は当事者の協議で決定

上手くゆかねば家裁（878条・879条）。

第7部 相続

1. 相続

■ 138-1 相続とは

【相続】ある人が死亡した場合、その人の一身に専属したものを除き、その人に属していた一切の財産上の権利や義務が一定の範囲の親族に当然に継承されること

判例

{ 普通の保証債務 → 相続人に継承
身元保証債務（補償額を予め知ることが不可能な継続的保証債務） → 相続人に継承されない

*失踪宣言によって死亡したとみなされた場合も死亡に含まれる（31条）

*その人が生きているときに遺言を書きおけば財産を遺贈できる。

【遺留分】遺贈によって自由に処分することができない部分。

第7部 相続
2. 相続人
■ 139-1 相続人の順序

- 第1位の相続人 {
- ①被相続人の法律上の子供（実子・養子・嫡出子・非嫡出子）
 - ②胎児（すでに生まれたものとみなされるので、生きて生まれたら相続人）
 - ③孫以下の直系卑属（子供が相続開始以前に死亡、相続欠格、排除によって相続権を喪失時）

【代襲（だいしゅう）相続】相続人が相続の開始以前に死亡したり、相続欠格、相続排除によって相続権を失った場合に、相続人の子供が相続するというものです。具体的には、相続人の子供が既に亡くなっている場合には、その子供の子供（孫）が代襲相続します。被相続人（亡くなった人）に子供も親もすでにいない場合には、兄弟の子供である甥、姪が相続するという場合があります。

* 相続人の子供が相続を放棄したときは代襲相続は生じない。

* 被相続人（亡くなった人）の養子が相続以前に死亡したときは、養子縁組前に生まれた子がその養子を代襲して相続人にはなれない。

- 代襲相続の原因 {
- ①相続人である子供、兄弟が相続開始前に死亡した
 - ②相続人である子供、兄弟の相続欠格
 - ③相続人である子供、兄弟の相続の廃除

代襲相続の原因=①死亡、②相続欠格、③相続排除
肺結核で死亡

* 代襲相続の打ち切り=直系卑属の代襲相続は続くが、兄弟姉妹の代襲相続は甥・姪で打ち切り

- 第2順位の相続人 {
- ①被相続人の父母
 - ②被相続人の祖父母
- 直系尊属

- 第3順位の相続人 {
- ①被相続人の兄弟姉妹（889条1項）
 - ②被相続人の兄弟姉妹の子供（甥・姪）（889条2項）

* 甥・姪の子供への代襲相続は認められない

* 配偶者は常にこれらの相続人と同順位の相続人となる（890条）。

原則
第1順位=直系卑属 1 / 2 + 配偶者 1 / 2
第2順位=直系尊属 1 / 3 + 配偶者 2 / 3
第3順位=兄弟姉妹 1 / 4 + 配偶者 3 / 4

事例
被相続人紀男が恵美子と婚姻していて、紀男-恵美子間に義人・桂子がおり、紀男には更に婚姻届を提出していない愛人節子との間に雅子がいた場合、恵美子・義人・桂子・雅子が相続人となる。愛人節子は配偶者でない以上、相続人にはなれない。また紀男の父母や弟敏男がいても相続人にはなれない。また、桂子が信彦と婚姻しており、桂子-信彦間に優子がいても相続人にはなれない。優子は紀男の直系卑属だが、孫の優子より子の桂子が優先的に相続人になるからだ。紀男が6000万の遺産を残したとき、恵美子が $6000 \times 1/2 = 3000$ 万、残りの3000万を義人・桂子・雅子が相続する。義人・桂子は嫡出子だが雅子は非嫡出子だから、非嫡出子は嫡出子の $1/2$ となり、義人・桂子はそれぞれ1200万、雅子は600万を相続することになる。

■ 139-2 相続人になれない者

【相続欠格】相続欠格事由により、法律上当然に相続人の資格を剥奪されること

- 【相続欠格事由】
- 処せられた者 {
- ① 故意に被相続人、先順位、同順位の相続人を死亡させ、または死亡させようとして刑に
 - ② 被相続人が殺害されたことを知りながら、告訴、告発をしなかった者。ただし、その者とき、または殺害者が自己の配偶者もしくは直系血族（子、孫、親、祖父、祖母）であった場合は、例外。
 - ③ 詐欺、強迫により被相続人の遺言作成、取り消し、変更を妨げた者
 - ④ 詐欺、強迫により被相続人の遺言作成、取り消し、変更をさせた者
- に是非の弁別がない
（祖母）であった場合は、例外。

⑤ 被相続人の遺言書を偽造、変更、破毀、隠匿した者

【相続排除】推定相続人（遺留分をもっている推定相続人）が被相続人に虐待、重大な侮辱を加えたり、受遺相続人に著しい非行があった場合に、被相続人（相続される人）が、推定相続人の相続権がなくなるように家庭裁判所に請求して、家庭裁判所が認めれば相続権が失われること

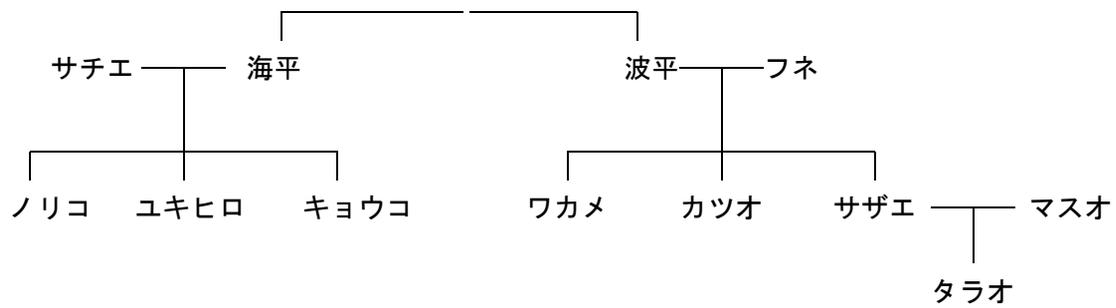
{

被相続人が活着している場合 == 家庭裁判所に請求

遺言で相続廃除をする場合 == 遺言執行者が家庭裁判所に廃除の請求

* 遺留分のない推定相続人（兄弟姉妹）に相続排除はできない。なぜなら兄弟姉妹には遺留分がないので、奥さん（配偶者）に全財産を譲るとか、兄弟に相続させないという遺言をすれば兄弟姉妹に相続させずにできるから。

* 被相続人はいつでも排除の取消を家庭裁判所に請求できる（894条1項）。



相続

宅建の相続につきましては、計算問題等の出題も予想されますので、法定相続の順位と相続分をしっかりと整理して覚えるようにしてください。

1. 相続とは

相続とは、ある人が財産を残して死亡した場合、その人の財産が他の人に移転することをいいます。この財産を残して死亡した人を被相続人と言ひ、その財産を相続する人を相続人と言ひます。また相続には「**法定相続**」「**遺贈**」「**遺留分**」があります。

2. 法定相続

法定相続とはこの民法で定められた、相続となります。

(1) 相続人の範囲と順位

配偶者がいる場合は、配偶者は必ず相続人となります。そして以下の者は配偶者とともに、配偶者がいないときは単独で、次の順位で相続人となります。

以下順位と相続配分となります。

第一順位：子 1/2
第二順位：直系尊属 1/3
第三順位：兄弟姉妹 1/4

例えば、被相続人に配偶者と子がいた場合は、配偶者と子が相続人となり、直系尊属や兄弟姉妹は相続人とはなれません。

相続人のポイント

- ・配偶者とは法律上の配偶者であって、内縁の妻を含まない！
- ・配偶者に代襲相続は認められないため、**再婚した配偶者の縁組前の連れ子**は、配偶者が先に死亡しても代襲することはできない！

*代襲相続とは、相続人が死亡している場合等のように代わって相続する場合

- ・子とは、**胎児**も含まれる！
- ・子とは、**養子**や***非嫡出子**も含まれる！
(非嫡出子とは、法律上婚姻関係のない男女の間に生まれた子)

*非嫡出子の相続配分は嫡出子の **1/2** になります。

- ・子の子(孫)の子(ひ孫)は代襲相続ができるが、兄弟姉妹の子の子(兄弟姉妹の孫)は代襲相続ができない！
- ・代襲原因は相続開始以前の***死亡・*相続欠格・*相続廃除**で、相続放棄は含まれない！

*死亡・・・被相続人より先に死亡していたか、もしくは飛行機事故などでどちらが先に死亡したか不明の場合、同時死亡したと推定して、代襲相続は認められる。

*相続欠格・・・被相続人の財産目当てで殺人を犯した場合のような理由で相続人が相続できないような場合、代襲相続が認められる。

*相続廃除・・・被相続人があらかじめ相続人に相続をさせないと家庭裁判所に届けている場合、代襲相続が認められる。

*相続放棄・・・相続人自ら「相続を受けない」と家庭裁判所に届けている場合、代襲相続は認められない。

(2) 遺産の計算

(例題)

Aさんが1,200万円の財産を残して死亡しました。次の者の相続分は、それぞれいくらになるでしょうか？

1. Aに妻と嫡出の子BとCがいた。
2. Aに妻と嫡出子B、養子C、**非嫡出子**Dがいた
3. Aに妻と父親B、母親C、弟Dがいた

(回答)

1. 配偶者と子が相続人のときは、配偶者 1/2、子全体 1/2。

妻：600万円 B：300万円 C：300万円

妻 $1200万円 \times 1/2 = 600万円$
子 $1200万円 \times 1/2 \times 1/2 = 300万円$

2. 配偶者と子が相続人のときは、配偶者 $1/2$ 、子全体 $1/2$ (非嫡出子はその $1/2$)
妻 : 600万円 B : 240万円 C : 240万円 D : 120万円

妻 $1200万円 \times 1/2 = 600万円$

子全体 : $1/2$ を、

嫡出子B : 養子C : 非嫡出子D = 2 : 2 : 1 になります。

*この2 : 2 : 1の数字を足しちゃいましょう。2+2+1=5

嫡出子B、養子C $1200万円 \times 1/2 \times 2/5 = 240万円$

非嫡出子D $1200万円 \times 1/2 \times 1/5 = 120万円$

*嫡出子、非嫡出子の条項は削除されました。

3. 配偶者と直系尊属が相続人のときは、配偶者 $2/3$ 、直系尊属 $1/3$ 。

妻 : 800万円 B : 200万円 C : 200万円 D : なし

妻 $1200万円 \times 2/3 = 800万円$

直系尊属、父親B、母親C

$1200万円 \times 1/3 \times 1/2 = 200万円$

ポイント

計算ですが、慣れてしまえばなんて事無いです。迷うのが、例題に出したように嫡出子と非嫡出子など
2分の1のまた2分の1しなければいけないときですが対数に返還してやればごくごく簡単ですね。

2分の1 = 1 : 1

3分の2と3分の1 = 2 : 1

4分の3と4分の1 = 3 : 1

(2) 相続の承認・放棄

被相続人が死亡した場合、相続人は相続を承認するのも放棄するのも自由です。

財産が手に入るのに放棄する人なんているの?と思われた方もいるかと思いますが、財産とは金銭や不動産など、プラスの財産ばかりではありません。場合によっては借金だらけで、マイナスの財産の方が多いこともあるのです。

そこで相続人は、相続を放棄して全く相続をしなかったことにすることができ、また、「限定承認」をして、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務等を弁済し、固有財産をもって責任を負わないという留保付で権利義務を承継するということもできます。

ちなみに相続財産全部について承認することは「単純承認」といいます。

では、ここでのポイントです。

・相続の承認・放棄は、相続人が**相続の開始を知ったときから3ヶ月以内**にしなければならない!

(被相続人が死亡したときから3ヶ月とかじゃあないですからね)

・一度した相続の承認・放棄は、原則として撤回することができない!

・未成年者が相続の承認・放棄をする場合、法定代理人の同意を要する!

・相続開始前に、前もって相続の放棄をしておくことはできない!

・相続の開始を知らずながら相続財産を処分した者は、単純承認をしたものとみなされ、もはや放棄をすることはできない!

・相続人が数人いる場合、限定承認は、相続人全員が共同してしなければならない!

遺言

遺言については、本やテレビなどでお馴染みですから、理解も早いと思います。

宅建試験では、単独出題は少ないですが、難易度は高くありませんので、以下の内容程度をおさえておけば十分かと思います。

1. 遺言とは

自分が死んだ後に、自分の財産（遺産）を誰にどれだけ与えるかを書面に書き残すのを、遺言と言っています。遺言で遺産を与える人を受遺者と言います。

2. 遺言は、誰でも書けるのか？

遺言は制限行為能力者でも、書くことができます。

①未成年者

15歳になると単独で遺言を書くことができます。法定代理人の同意は不要です。

②成年被後見人

判断力が回復している間でしたら、医師2人以上の立会いの下遺言を書くことができます。成年被後見人の同意は不要です。

③被保佐人

自由に遺言を書くことができます。保佐人の同意は不要です。

3. 遺言の撤回

一度書いた遺言は、いつでも自由に撤回することができます。

例えば一度書いた遺言の内容を変えたいと、気が変わった場合など再度、遺言を書き直せば、いいことになります。

ただ、被相続人が死亡して、数枚の遺言が出てきたような場合は、遺言書に記載されている日付が一番新しい最新のもの遺言書となります。

よって遺言書に日時が記載されていないものは、遺言書と認められないということになります。

3. 遺言書の種類

①自筆証書遺言

被相続人自らで作成する遺言書

ポイント1

自筆証書遺言は、その遺言書の全文を自筆で作成しなければなりません。ワープロでの作成は認められていません。

ポイント2

自筆証書遺言は、夫婦で一通の遺言書を作成するなど共同遺言は禁止されています。このような遺言は無効となります。

②公正証書遺言

公証役場で作成する遺言書。どちらの遺言書も効力に変わりはありません。

違いは公正証書遺言の作成には、証人が2人以上が必要となります。自筆証書遺言には、必要ありません。なお証人は、未成年者や親近者（利害関係人）はなれません。また家庭裁判所が遺言を確認する検認が、公正証書遺言は省略されます。

遺留分

遺留分という言葉は、聞きなれないということもあって、宅建受験生の多くは苦手とする箇所ですが、基本事項をしっかり押さえさえすれば回答できる問題ばかりですので、諦めずに勉強してください。

1.遺留分とは

例えば、被相続人が遺産を全て赤十字などに寄付してしまった場合、遺族としては、生活が破綻してしまうなどの事情を考慮して、最低限、遺族に対して遺産の分配を約束したのが遺留分と言われるものです。遺留分は遺言でも侵害できない、遺族の取り分と言えます。

2.遺留分の権利を持つ人は？

遺留分の権利を有する人は、

- ①配偶者
- ②直系卑属（子・孫など）
- ③直系尊属（父母・祖父母など）

注意：被相続人の兄弟姉妹には、遺留分はありません。

3.遺留分の割合

- ①直系尊属（父母・祖父母など）だけが、相続人の場合 3分の1
- ②上記以外の場合（①以外の場合） 2分の1

*②の上記以外とは、直系尊属と配偶者、直系卑属のみ、配偶者のみ、直系卑属と配偶者など

4.遺留分減殺請求権

遺留分を侵害する遺言は、無効ではありません。これは、自筆証書遺言でも公正証書遺言でも同様です。相続人は、遺留分を侵害された場合、遺留分の遺産を取り戻す権利を遺留分減殺請求権と言っています。

①遺留分減殺請求権は、単独で行使できる。
遺留分減殺請求権は、共同相続人が共同して行う必要はありません。

②遺留分減殺請求権は、譲渡することができる。
遺留分減殺請求権は、自由に譲渡することができます。
*遺留分減殺請求権を相続をすることもできます。
*遺留分減殺請求権は、債権者代位することはできません。

②遺留分減殺請求権の行使は、意思表示だけで足りません。
遺留分減殺請求権の行使は、裁判所に訴えを起こす必要はありません。
行使の意思表示さえすれば、できることとなります。

5.遺留分減殺請求ができる時期

遺留分減殺請求ができるのは、遺留分権利者が相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間、または、相続開始の時から10年間となっています。

6.遺留分の放棄

遺留分は放棄することが出来ませんが、放棄する場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。遺留分を放棄しても、相続を放棄したわけではないので、相続権はなくなる。

7. 相続の単純承認

相続人が、**留保を付けずに相続をする旨の意思表示**をすることを、相続の単純承認といいます。ここでは、単純承認についてご説明いたします。

単純承認とは？

相続人は、相続をするかしないかの選択権を有しています。相続人が、相続をするという意思表示をすることを、**相続の承認**といいます。この相続の承認には、**単純承認**と**限定承認**があります。

このうち、相続の単純承認とは、何らの留保もつけずに相続をするという意思表示をすることをいいます。つまり、原則どおりに相続することを受け入れるということです。単純承認をすると、相続の原則どおり、その単純承認をした相続人は、被相続人の一切の権利義務を「無限に」承継することになりますので、プラスの財産（資産）だけでなく、マイナスの財産（負債）も、すべてそのまま受け継ぐこととなります。

したがって、相続した財産が資産よりも負債が大きいという場合には、相続財産からだけでは負債を弁済しきれないので、相続人固有の財産で相続した負債を弁済しなければなりません。単純承認をする場合には、そのことをよく考えておかなければならないでしょう。

単純承認の手続

単純承認をする場合には、相続放棄や限定承認の場合と異なり、特別な手続をとる必要ありません。後述のとおり、法定単純承認という制度がありますので、**放っておいても、相続開始を知った時から3か月が経過すれば、自動的に単純承認をしたものとみなされるから**です。ただし、もちろん、あえて単純承認の意思表示をすることもできますが、あまり意味はないということになります。

もっとも、逆にいえば、放っておくと勝手に単純承認が成立し、負債も含めた相続財産全部を承継しなければならなくなるということでもありますので、注意をしなければなりません。

法定単純承認

単純承認は、前記のとおり、あえて単純承認をする旨の意思表示をすることもできますが、通常は、**法定単純承認が成立して、単純承認の効果が生ずる**というのが一般的かと思います。**法定単純承認とは、一定の事由がある場合には、単純承認をしたものとみなすという制度のこと**をいいます。この法定単純承認が成立すると、単純承認をしたものとみなされる結果、それ以降は、**相続放棄や限定承認をすることができなくなります**。

法定単純承認は、以下の事由がある場合に成立することになります。

相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき
相続人が相続開始を知った時から3か月以内に限定承認・相続放棄をしなかったとき
相続財産の全部・一部の隠匿・私に消費・悪意の相続財産の目録中への不記載

上記の事由がある場合には法定単純承認が成立してしまい、それ以上、限定承認や相続放棄をすることができなくなりますので、限定承認や相続放棄を検討されている方は、上記の法定単純承認事由には十分に注意しておく必要があります。

限定承認とは？

相続人は、相続をするかしないかの選択権を有しています。相続人が、相続をするとの意思表示をすることを、**相続の承認**といいます。この相続の承認には、**単純承認**と**限定承認**があります。

このうち、相続の**限定承認**とは、「相続によって得た財産の限度においてのみ**被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して**」相続の承認をすることをいいます。簡単にいえば、相続財産のうちで負債や遺贈を弁済してもなお余りがあれば、それを相続するという留保を付けるということです。

限定承認をすると、上記のとおり、まず、相続財産から、被相続人の債権者に対して負債の弁済が行われ、また、受贈者に対して遺贈が弁済されます。そして、それらをすべて弁済してもプラスの財産が残っていれば、それを相続人が承継することになります。限定承認は、**プラスがあった場合だけ相続をすることができる**ようになります。

そのため、相続財産のうちで、プラスの財産が多いのかマイナスの財産が多いのかが分からないという場合に有効な手段といえます。

限定承認の方法

限定承認は、単純承認の場合と異なり、**一定の手続**を踏んでいなければなりません。具体的には、**相続開始を知った時から3か月以内に、家庭裁判所に対して、限定承認の申述（しんじゅつ）をして、審判をしてもらわなければなりません**。

相続開始を知った時から3か月以内に限定承認の申述をしないと、法定単純承認が成立してしまい、その後限定承認をすることはできなくなります。この相続開始を知った時から3か月の期間のことを「**熟慮期間**」といいます。この熟慮期間は伸長することが可能な場合があります。ただし、熟慮期間を伸長する場合にも、家庭裁判所に**熟慮期間伸長**の申述をしておく必要があります。

また、限定承認の場合、相続放棄の場合と異なり、共同相続人全員で限定承認の申述をする必要があります。つまり、共同相続人がいる場合、自分1人だけ限定承認の申述をすることはできないということです。

さらに、共同相続人全員で申述しなければならないということは、そのうちの1人が単純承認をしたり、法定単純承認が成立してしまったりしても、もはや限定承認できなくなるということでもあります。ただし、共同相続人の1人が相続放棄をしたとしても、その共同相続人ははじめから相続人ではなかったものとして扱われることになるため、それ以外の共同相続人全員で限定承認をすることは可能です。

限定承認の利用の現状

前記のとおり、限定承認は、相続財産のうちで、プラスの財産が多いのかマイナスの財産が多いのかが不明である場合に有効な手段です。もっとも、相続放棄に比べ、この限定承認が用いられる場合は、多くありません。

それは、相続放棄に比べて手続が複雑であること、共同相続人全員で申述をしなければならないため、たとえば、共同相続人の1人にでも単純承認や法定単純承認が成立してしまうと利用できなくなるため、共同相続人の足並みが完全にそろわなければならないことなどが原因であるといわれています。

平成28年度 問10 民法（相続）

甲建物を所有するAが死亡し、相続人がそれぞれAの子であるB及びCの2名である場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

1. Bが甲建物を不法占拠するDに対し明渡しを求めたとしても、Bは単純承認をしたものとはみなされない。
2. Cが甲建物の賃借人Eに対し相続財産である未払賃料の支払いを求め、これを收受領得したときは、Cは単純承認をしたものとみなされる。
3. Cが単純承認をしたときは、Bは限定承認をすることができない。
4. Bが自己のために相続の開始があったことを知らない場合であっても、相続の開始から3か月が経過したときは、Bは単純承認をしたものとみなされる。

解説

1. 民法921条 相続の承認

正しい。不法占拠するDさんに対し明渡しを求めたBさんの行為はただの保存行為だから、単純承認をしたものとはみなさない。単純承認をしたと見做されるのは「①相続財産の全部又は一部を処分」「②相続開始を知った時から3箇月以内に、限定承認 or 相続放棄をしない」「③相続財産を隠匿・消費」の事情が生じた場合。

2. 民法921条1号 相続財産の一部を処分したとき

正しい。

相続人が相続債権の取立てをして、これを收受領得した場合は「①相続財産の全部又は一部の処分」に該当し、相続の単純承認をしたものとみなされる。

3. 民法923条 共同相続人の限定承認

正しい。相続人が数人いるときは、限定承認は共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。だから、Cが単純承認をした後で撤回はできないので、Bが限定承認をすることはできない。Bは、単純承認又は相続放棄のいずれかを選択することになる。

4. 民法915条1項本文 相続の承認又は放棄をすべき期間

誤り。相続を承認するか放棄するか熟慮する期間は、相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内。そして、この期間内に「限定承認又は相続の放棄」をしなかったときは、単純承認をしたものとみなされる。「自己のために相続の開始があったことを知らない場合でも」とあるので、思慮期間のカウントダウンは始まらないので、熟慮期間はまだ終わらない。だから法定単純承認されたとはみなされない。

平成27年度 問10 民法（遺言・遺留分）

遺言及び遺留分に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1. 自筆証書の内容を遺言者が一部削除する場合、遺言者が変更する箇所に二重線を引いて、その箇所に押印するだけで、一部削除の効力が生ずる。
2. 自筆証書による遺言をする場合、遺言書の本文の自署名下に押印がなければ、自署と離れた箇所に押印があっても、押印の要件として有効となることはない。
3. 遺言執行者が管理する相続財産を相続人が無断で処分した場合、当該処分行為は、遺言執行者に対する関係で無効となるが、第三者に対する関係では無効とならない。
4. 被相続人がした贈与が遺留分減殺請求により全部失効した場合、受贈者が贈与に基づいて目的物の占有を平穩かつ公然に20年間継続したとしても、その目的物を時効取得することはできない。

解説

1. 民法968条2項 自筆証書遺言

誤り。「だけで」なんて書いてあるのでおかしいと考えて良い。

遺言書の削除、訂正を行う場合は、「①原文が判読できるように二本線で消して、正しい文言を記入する」「②変更した箇所に、遺言書に押印した印鑑で押印する」「③変更した部分の欄外に「本行○字加入○字削除」というように付記または、遺言書末尾に訂正箇所を指定して『○○○』とあるのを『○○○』と訂正した」などのように付記する」「④付記した箇所に、遺言者本人が署名する」の手続きが必要。「変更する箇所に二重線を引いて、その箇所に押印するだけ」ではその効力を生じない。

2. 民法968条1項、最判平06.06.24 自筆証書遺言

誤り。判例も印の位置は自筆証書遺言の押印の要件とは関係ないと言う立場。「遺言書の本文の自署名下に押印」しなくても押印は有効。

3. 民法1013条 相続財産を遺言執行者に無断で処分

誤り。遺言執行者がいるなら、相続人は相続財産の処分や、その他の遺言の執行を妨げる行為ができない。第三者が善意無過失で、遺言の存在を知らなかったとしても、遺言の執行を妨げる行為はすべて無効。「第三者に対する関係では無効とはならない」がダメ。

4. 最判平11.06.24 遺留分減殺請求

正しい。遺留分減殺請求によって贈与は効力を持たないと確定しているにもかかわらず、受贈者は取得時効の要件を作り上げて時効を援用したとしても、「それは通りません」と判決が出ている。遺留分権者の遺留分相殺請求権が先ず時効取得にならない限り受贈者の時効は成立しない。

自筆証書遺言（じひつしょうしょゆいごん）

遺言者が紙に自ら全文を書き、日付、氏名を書いて、署名の下に押印することで作成する遺言です（パソコンによるものは無効です）。自筆証書遺言は家庭裁判所での検認が必要となります。自筆証書遺言には、以下のような長所・短所があります。

【長所】

遺言書の存在、内容を誰にも知られずに作成できる
費用がほとんどかからない

【短所】

家庭裁判所での検認が必要
紛失や相続人に見つけてもらえない恐れがある
形式不備によりトラブルに発展する恐れがある
偽造される恐れがある

平成 26 年度 問 10 民法（法定相続分計算問題）

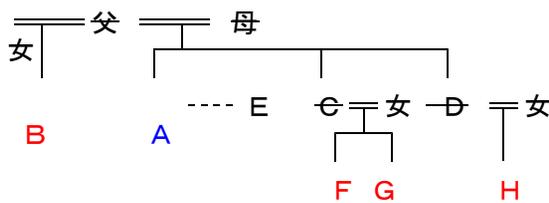
Aには、父のみを同じくする兄Bと、両親を同じくする弟C及び弟Dがいたが、C及びDは、Aより先に死亡した。Aの両親は既に死亡しており、Aには内縁の妻Eがいるが、子はいない。Cには子F及び子Gが、Dには子Hがいる。Aが、平成 26 年 8 月 1 日遺言を残さずに死亡した場合の相続財産の法定相続分として、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1. Eが1/2、Bが1/6、Fが1/9、Gが1/9、Hが1/9 である。
2. Bが1/3、Fが2/9、Gが2/9、Hが2/9 である。
3. Bが1/5、Fが1/5、Gが1/5、Hが2/5 である。
4. Bが1/5、Fが4/15、Gが4/15、Hが4/15 である。

解説

この系図が書けるかどうか。そして、法定相続の問題が出題された場合、以下の手順で考える。

- [Step.1] 法定相続人の決定
- [Step.2] 同順位相続権者間の分配
- [Step.3] 代襲相続の処理



問題文を整理して見ましょう。

Aの親は亡くなっていますから、直系尊属はいません。Aには、内縁の妻Eしかいません。内縁の妻は配偶者ではありませんから、法定相続人にはなりません。但し、Aに法定相続人が1人もいないのであれば、「特別縁故者」として財産分与の請求を行うことはできます。

Aには、子がいけません。Aの兄弟は、BCDですが、CDは既に亡くなっています。但し、CDにはそれぞれが代襲可能な子がいます。

ここまで、見て、Aには、配偶者も子も親もいません。兄弟のみがいるという設定です。と言うことは、BCDが法定相続人となりますが、CDは既に亡くなっていますから、その子が代襲相続人となります。（兄弟姉妹には、代襲はありますが、再代襲がありません）よって、Aの法定相続人は、BFGHとなります。

これで、まずは肢1を消すことができました。では、相続分を計算していきましょう。CDの法定相続分がそのまま、代襲相続人の法定相続分になりますから、BCDの法定相続分を、まずは計算する必要があります。ここで問題となるのが、BとCDは腹違いの兄弟だと言うことです。

民法 900 条 4 号の但書に、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とすとなっています。←H25年9月4日最高裁で違憲判決後改定

つまり、記述で言いますとAと両親を同じくする弟C、弟Dの法定相続分に対して、父のみを同じくする兄Bは1/2 だとなります。計算してみると、

$B : C : D = 1 : 2 : 2$ (←この数字を足して分母とします。1 + 2 + 2 = 5)

$B = 1/5$ $C = 2/5$ $D = 2/5$ と兄弟の法定相続分が出ました。

これで、Bは1/5で決まります。肢2が消えました。

* Bは嫡出子と考えるので、 $B = 1/3$ 、 $C = 1/3$ 、 $D = 1/3$ となる。

次に、Cの代襲相続分を計算します。

Cの代襲相続人は、FとGです。

Cがもらうはずでした、2/5を二人で均等に分ければいいだけです。

$2/5 \times 1/2 = 2/10 = 1/5$ ←これがFGの相続分となります。

肢4が消え、肢3が正解肢です。

* Cがもらうはずの1/3を2人で等分するので $1/3 \times 1/2 = 1/6$ ずつとなる。

念のため、Dの代襲相続分も見ておきます。

Dの代襲相続人は、Hだけですから、計算するまでもなく、Dがもらうはずでした2/5がそのまま、

Hに代襲相続されます。

従って、記述の法定相続分は、Bが1/5、FGが1/5、Hが2/5となります。

* Hの代襲相続分はDのもらう1/3がそのままHにゆく。

直系尊属

父母・祖父母など自分より前の世代で直通する系統の親族のことです。養父母も含まれます。叔父・叔母、配偶者の父母・祖父母は含まれません。

直系卑属

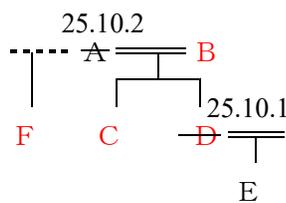
子・孫など自分より後の世代で、直通する系統の親族のことです

平成 25 年度 問 10 民法(相続)

婚姻中の夫婦 AB 間には嫡出子 C と D がいて、D は既に婚姻しており嫡出子 E がいたところ、D は平成 25 年 10 月 1 日に死亡した。他方、A には離婚歴があり、前の配偶者との間の嫡出子 F がいる。A が平成 25 年 10 月 2 日に死亡した場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1. A が死亡した場合の法定相続分は、B が 2 分の 1、C が 5 分の 1、E が 5 分の 1、F が 10 分の 1 である。
2. A が生前、A 所有の全財産のうち甲土地について C に相続させる旨の遺言をしていた場合には、特段の事情がない限り、遺産分割の方法が指定されたものとして、C は甲土地の所有権を取得するのが原則である。
3. A が生前、A 所有の全財産について D に相続させる旨の遺言をしていた場合には、特段の事情がない限り、E は代襲相続により、A の全財産について相続するのが原則である。
4. A が生前、A 所有の全財産のうち甲土地について F に遺贈する旨の意思表示をしていたとしても、F は相続人であるので、当該遺贈は無効である。

解説



1. 民法 887 条 1 項、890 条 法定相続人

誤り。法定相続分の計算では、ひとまず D も生きているかのように扱う。つまり、代襲相続の問題は、後回しにしよう。これが計算問題のコツである。被相続人には、配偶者と子（3人）がいるから、これらの者が法定相続人である。その相続分は、それぞれ、配偶者が 1/2、子の分が 3人が合わせて 1/2 である（同法 900 条 1 号）。

子の相続分を、3人の子は、それぞれ均等に相続する（同法 900 条 4 号）。つまり、それぞれ 1/6 ずつである。

ただし、子のうち、D は被相続人 A に先立って死亡しているから、その相続分 1/6 ついては、D の嫡出子である E が代襲相続する（民法 901 条 1 項）。以上より、各相続人の相続分は、B が 1/2、C・E・F がそれぞれ 1/6 である。

※本肢の数字は、F を非嫡出子と勘違いした上で、婚外子の相続分における差別が違憲であるとした最高裁の決定（最大決平 25.09.04）以前の基準で分配したものである。

本肢では、F は、嫡出子なので、この最高裁判決の前後を問わず、誤りの記述である。

本肢の数字は、F を非嫡出子と勘違いした上で、婚外子の相続分における差別が違憲であるとした最高裁の決定（最大決平 25.09.04）以前の基準で分配したものである。本肢では、F は、嫡出子なので、この最高裁判決の前後を問わず、誤りの記述である。

2. 民法 908 条、964 条、985 条 遺言

正しい。遺言で C だけに財産の一部、甲土地をやると言う、被相続人 A の考えを最大限尊重するのが遺言の趣旨なのだから、その A の意思を妨げる「特段の事情がない限り」、A の死亡した後に、甲土地の所有権は C に移転することになる。

3. 最判平 23.02.22 同時存在の原則、民法 964 条 遺留分

誤り。遺言で全財産を D に相続させることは民法上不可能。なぜなら、A が持つ D に相続をさせたいと言う意思は、D が生きていて初めて成立する（同時存在の原則）。設問では、A が死亡するときには、既に D は亡くなっているのだから、A が改めて代襲相続人 E に相続させる等の意思を示さない限り、A から D への遺言は効力を失う。また、仮に A の死亡時に D が生きていたとしても、法定相続人は遺留分があるので、財産の大部分を D へ、その代襲相続人の E に相続させることはできませんが、他の相続人の遺留分は差し引かれることになる。よってどちらにしても、「A の全財産について相続する」のは無理。

4. 民法 903 条 1 項 特定遺贈

誤り。相続人に対して特定遺贈することは有効。

最高裁判所大法廷平成25年9月4日決定

非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定を違憲であると判断した最高裁判所決定が、平成25年9月4日に出されました。ここでは、この非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定を違憲であるとした最高裁判所大法廷平成25年9月4日決定について、東京多摩立川の弁護士がご説明いたします。

非嫡出子の法定相続分の問題

最大決平成25年9月4日の違憲判断

最大決平成25年9月4日の効力・影響

(著者：弁護士 志賀 貴)

非嫡出子の法定相続分の問題

「子」には、嫡出子（ちやくしゅつし）と非嫡出子（ひちやくしゅつし）という区別があります。

嫡出子とは婚姻関係にある夫婦間の子のことをいい、そうでない子のことを非嫡出子といいます。非嫡出子は婚外子などと呼ばれることもあります。

この嫡出子と非嫡出子の区別は、かつて、遺産相続において大きな影響を及ぼしていました。

なぜなら、民法900条4号ただし書きにおいて、法定相続人として嫡出子と非嫡出子がいる場合には、非嫡出子の法定相続分は嫡出子の法定相続分の2分の1とするという規定があったからです。

もっとも、この規定に対しては、同じ「子」でありながら、非嫡出子を嫡出子も不利益に扱う不合理な差別であり、日本国憲法が保障する法の下での平等に違反するという批判がありました。

この問題について決着をつけたのが、最高裁判所大法廷平成25年9月4日決定（最大決平成25年9月4日）です。

この決定は、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする規定を違憲であると判断したのです。最大判平成25年9月4日の違憲判断

まとめると、最大決平成25年9月4日は、実務上、以下のような効果を有しているといえるでしょう。平成13年7月より前の遺産相続に関する法律関係には影響を及ぼさない。

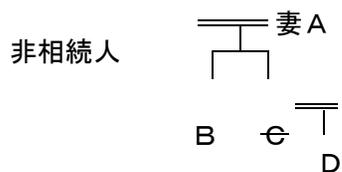
平成13年7月から平成25年9月4日までの間に遺産分割協議が成立・遺産分割審判が確定または可分債権債務について合意成立や裁判確定があった場合には、それらに対しては影響を及ぼさない。

平成13年7月から平成25年9月4日までの間に、上記のような協議成立や裁判確定がなされていない場合には、たとえ係争中であっても、上記決定に従って、非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分と同じであるとしなければならない。

なお、最大決平成25年9月4日を受けて、同年12月4日に民法が改正され、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の半分とする民法900条4号ただし書きの規定は撤廃されました。この改正は、同月11日からすでに施行されています。

代襲相続

被相続人の死亡前に、相続人が死亡している場合、その相続人の子（被相続人の孫）が、代わりに相続できる制度が代襲相続です。



上の図を見ると、通常、相続人はA、B、Cの3人で、

A：相続分 $1/2$

B：相続分 $1/4$

C：相続分 $1/4$

しかし、Cが相続開始時に死亡していた場合、Cの子であるDが、Cの相続分 $1/4$ をそのまま相続します。

これが、代襲相続です。

もし、Dも死亡していた場合は、Dの子（ひ孫）が代襲相続します。

平成 22 年度 問 10 民法 (遺言)

遺言に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1. 自筆証書遺言は、その内容をワープロ等で印字していても、日付と氏名を自署し、押印すれば、有効な遺言となる。
2. 疾病によって死亡の危急に迫った者が遺言する場合には、代理人が2名以上の証人と一緒に公証人役場に行けば、公正証書遺言を有効に作成することができる。
3. 未成年であっても、15歳に達した者は、有効に遺言をすることができる。
4. 夫婦又は血縁関係がある者は、同一の証書で有効に遺言をすることができる。

解説

1. 民法 968 条 1 項 自筆証書遺言

誤り。自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。ワープロ等で印字されている自筆証書遺言は無効。

2. 民法 976 条 1 項 死亡危急者遺言

誤り。疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者が遺言をしようとするときは、証人3人以上の立会いをもって、その1人に遺言の趣旨を口授して、これを行うことができる。この場合においては、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印を押さなければならない(死亡危急者遺言)。そもそも、死亡の危急に迫った者が、公証人役場に行くことなど不可能だよね。公証役場に行けるなら「証人2人以上」で「代理人2人以上」じゃない。

3. 民法 961 条 遺言能力

正しい。15歳に達した者は、有効に遺言をすることができる。

4. 民法 975 条 共同遺言の禁止

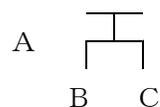
誤り。遺言は、2人以上の者が同一の証書ですることができない。

平成 20 年度 問 12 民法 (遺留分)

Aには、相続人となる子BとCがいる。Aは、Cに老後の面倒をみてもらっているので、「甲土地を含む全資産をCに相続させる」旨の有効な遺言をした。この場合の遺留分に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1. Bの遺留分を侵害するAの遺言は、その限度で当然に無効である。
2. Bが、Aの死亡の前に、A及びCに対して直接、書面で遺留分を放棄する意思表示をしたときは、その意思表示は有効である。
3. Aが死亡し、その遺言に基づき甲土地につきAからCに対する所有権移転登記がなされた後でも、Bは遺留分に基づき減殺を請求することができる。
4. Bは、遺留分に基づき減殺を請求できる限度において、減殺の請求に代えて、その目的の価額に相当する金銭による弁償を請求することができる。

解説



BとCは、ともにAの子であるから1/2ずつの法定相続分を有している(民法900条4号)。しかし、Aは、「全資産をCに相続させる」旨の遺言をしており、これにしたがえば、Bの相続分は、ゼロになってしまう。このような場合、Cは、Aの財産の1/4を、遺留分として受けることができる(同法1028条2号、900条4号)。そして、この遺留分を保全するのに必要な限度で、遺留分減殺請求権を行使することができる(同法1031条)。つまり、AのCに対する遺言は、1/4の範囲で効力を減殺され、全資産は、Bに1/4、Cに3/4の割合で帰属することになる。

解説

1. 民法 902 条 1 項 但書 遺留分減殺(げんさい)請求

誤り。遺言によって遺留分を侵害されたとしても、そのことで遺言自体が無効になるわけではない。なぜなら、遺留分を侵害された相続人は、遺留分減殺請求をすれば、侵害した遺留分を取り返すことが可能だから。

2. 民法 1043 条 1 項 遺留分の放棄

誤り。相続の開始前に遺留分を放棄するには、家庭裁判所の許可を受けなければならない。書面で遺留分を放棄する意思表示をしただけでは、遺留分の放棄は有効とされない。

3. 民法 1042 条 減殺請求権の期間の制限

正しい。遺留分の減殺請求権は「①遺留分権利者が、相続の開始および減殺すべき贈与または遺贈があったことを知った時から1年間行使しないとき」、「②相続開始の時から10年を経過したとき」の場合に時効消滅する。したがって、被相続人の遺言に基づき土地の所有権移転登記がなされた後であっても、遺留分に基づく減殺請求は可能。

4. 民法 1041 条 贈与又は遺贈の金銭による弁償

誤り。受遺者Cさんの方から遺留分権利者Bさんに対して減殺分をそれに相当する金銭で支払って良いのだけど、逆に遺留分権利者Bさんの方から受遺者Cさんへ請求することはできない。選択権は受遺者にあつて遺留分権利者にはない。

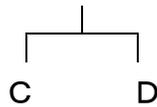
平成19年度 問12 民法(相続)

AがBに対して1,000万円の貸金債権を有していたところ、Bが相続人C及びDを残して死亡した場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

1. Cが単純承認を希望し、Dが限定承認を希望した場合には、相続の開始を知った時から3か月以内に、Cは単純承認を、Dは限定承認をしなければならない。
2. C及びDが相続開始の事実を知らず、Bが所有していた財産の一部を売却した場合には、C及びDは相続の単純承認をしたものとみなされる。
3. C及びDが単純承認をした場合には、法律上当然に分割されたAに対する債務を相続分に応じてそれぞれが承継する。
4. C及びDが相続放棄をした場合であっても、AはBの相続財産管理人の選任を請求することによって、Bに対する貸金債権の回収を図ることが可能となることがある。

解説

債権者A→債務者B



1. 民法923条 共同相続人の限定承認
誤り。限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。だから「Cは単純承認を、Dは限定承認をする」というのは不可能。
2. 民法921条 相続の承認
正しい。相続人が「①相続財産の全部又は一部を処分(保存行為を除く)」、「②相続開始を知った時から3箇月以内に、限定承認 or 相続放棄をしない」、「③相続財産を隠匿・消費」した場合には単純承認をしたものと見做される。設問は①に当たるので、単純承認をしたものと見做される。
3. 民法899条 共同相続の効力
正しい。各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を取得するので、C及びDは、法定相続分の割合に応じて、法律上当然に分割された債務を承継する。「当然に」があるけど正しい。
4. 民法918条 相続財産の管理
正しい。相続人が存在しない場合、利害関係人は、家庭裁判所に対して相続財産管理人の選任を請求することができる。
したがって、C及びDの相続放棄により相続人が存在しなくなった場合でも、相続財産管理人を通じて、AはBに対する貸金債権の回収を図ることができる。

平成 18 年度 問 12 民法 (相続)

成年 A には将来相続人となる B 及び C (いずれも法定相続分は 2 分の 1) がいる。A が所有している甲土地の処分に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

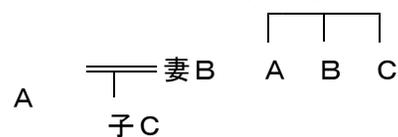
1. A が精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況になった場合、B 及び C は A の法定代理人となり甲土地を第三者に売却することができる。
2. A が「相続財産全部を B に相続させる」旨の有効な遺言をして死亡した場合、B が A の配偶者で C が A の子であるときは C には相続財産の 4 分の 1 の遺留分があるのに対し、B 及び C が A の兄弟であるときは C には遺留分がない。
3. A が「甲土地全部を B に相続させる」旨の有効な遺言をして死亡し、甲土地以外の相続財産についての遺産分割協議の成立前に B が C の同意なく甲土地を第三者 D に売却した場合、特段の事情がない限り、C は B D 間の売買契約を無権代理行為に準じて取り消すことができる。
4. A が遺言なく死亡し、B 及び C の協議により甲土地を B が取得する旨の遺産分割協議を有効に成立させた場合には、後になって B 及び C の合意があっても、甲土地を C が取得する旨の遺産分割協議を成立させることはできない。

解説

1. 民法 7 条 成年被後見人

誤り。「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況」と言うのは成年被後見人ということ。成年被後見人と認定されるためには、家裁で後見開始の審判を受けなければならない。設問では、その審判を受けたとは書いてないので、B と C は成年被後見人 (= 法定後見人) ではないと分かる。だから B と C は勝手に認知症のお父さんの財産を処分できない。

2. 民法 900 条 1 号、他 遺留分権利者



その通り。遺留分は、被相続人の兄弟姉妹にはないから、設問の後半部分は正しい。一方、遺留分の割合は、直系尊属が相続人のときは法定相続分の 1/3 で、それ以外の場合は、1/2 だから、本来子が相続できるのは 1/2 (法定相続分) で、その 1/2 が遺留分。1/2 × 1/2 = 1/4 が子が受取れる相続財産となり、問題文の前半部分も、正しい。ちなみに、直系尊属とは自分よりも前の世代で直通する系統の親族で、父母やおじいちゃんおばあちゃん。

3. 民法 909 条、985 条 1 項 遺産の分割

誤り。甲土地は A が死亡後、直ちに B に相続される。つまり、甲土地の所有者は B ということになるので、所有者が第三者に自分の土地を売却することについて、他の者から文句を言われることは一切ない。「甲土地以外の遺産分割の話し合い中」と書いてあるけど、甲土地とは関係のない話なので、甲土地売却の結論には変わりはない。

4. 判例 遺産の分割

誤り。有効に成立した遺産分割協議でも、相続人全員の合意があれば、再度遺産分割協議をやり直すことができる。

平成 17 年度 問 12 民法 (遺言/遺留分)

遺言及び遺留分に関する次の記述のうち、民法の規定によれば正しいものはどれか。

1. 自筆証書による遺言をする場合、証人二人以上の立会いが必要である。
2. 自筆証書による遺言書を保管している者が、相続の開始後、これを家庭裁判所に提出してその検認を経ることを怠り、そのままその遺言が執行された場合、その遺言書の効力は失われる。
3. 適法な遺言をした者が、その後更に適法な遺言をした場合、前の遺言のうち後の遺言と抵触する部分は、後の遺言により取り消したものとみなされる。
4. 法定相続人が配偶者 A と子 B だけである場合、A に全財産を相続させるとの適法な遺言がなされた場合、B は遺留分権利者とならない。

解説

1. 民法 969 条 1 号 自筆証書遺言

誤り。公正証書遺言なら、証人二人以上の立会いが必要だけど、自筆証書による遺言には必要ない。ちなみに、自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2. 民法 1004 条 1 項 遺言書の検認

誤り。検認と言うのは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続。これを保管者が怠った場合は、5 万円以下の過料に処せられる。でも、検認は遺言の有効・無効を判断する手続ではないため、検認を行わなかったとしても、遺言書が無効となるようなことはない。なぜなら、遺言は遺言者の最後のメッセージなのだから、保管者のミスで台無しにするようなことがあってはならない。

3. 民法 1023 条 1 項 遺言の撤回・取消し

その通り。遺言は、日付が新しいものが有効だから、前の遺言のうち後の遺言と抵触する部分は、後の

遺言により撤回（取り消し）したものとみなされる。条文では「撤回」となっているが、「取消」と同義。

4. 遺留分減殺請求権 遺留分権利者

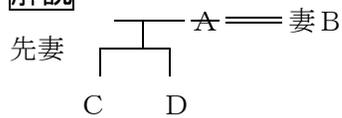
誤り。配偶者Aに全財産を相続させる旨の遺言があったとしても、子Bには「遺留分」を受取る権利がある。この遺留分は、 $1/2$ （法定相続分） $\times 1/2$ （遺留分割合） $= 1/4$ （遺留分）となる。

平成16年度 問12 民法（使用貸借/相続）

自己所有の建物に妻Bと同居していたAが、遺言を残さないまま死亡した。Aには先妻との間に子C及びDがいる。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1. Aの死後、遺産分割前にBがAの遺産である建物に引き続き居住している場合、C及びDは、Bに対して建物の明渡しを請求することができる。
2. Aの死後、遺産分割前にBがAの遺産である建物に引き続き居住している場合、C及びDは、それぞれBに対して建物の賃料相当額の $1/4$ ずつの支払いを請求することができる。
3. A死亡の時点でBがAの子Eを懐妊していた場合、Eは相続人とみなされ、法定相続分は、Bが $1/2$ 、C・D・Eは各 $1/6$ ずつとなる。
4. Cの子FがAの遺言書を偽造した場合には、CはAを相続することができない。

解説



1. 民法593条 使用貸借関係

誤り。借主をB、貸主をC・D（Aから貸主の地位を相続）とする使用貸借契約が成立している。使用貸借は借主が死亡した場合に契約終了となるけど、貸主が死亡しても終了せず、貸主の地位が相続されるので、Bが契約に基づいて居住している以上、C・Dが明渡しを請求することはできない。

2. 民法593条 使用貸借関係

誤り。使用貸借契約（無償で貸す契約）に「家賃」は発生しない。

3. 民法886条 胎児の相続権、民法900条1号・4号 法定相続分

正しい。胎児は相続に関しては、すでに生まれたものとみなされるので、相続人に含まれる。相続分は、配偶者が 2 分の 1 、子が 2 分の 1 だから、相続分はBが 2 分の 1 、C・D・Eは各 6 分の 1 ずつとなる。

4. 民法891条5号 欠格事項

誤り。相続人が被相続人の遺言書を偽造した場合には欠格事由にあたり、相続人となることができないが、設問では相続人となるべきCが遺言書を偽造したわけじゃないので、CはAを相続することができる。

平成 15 年度 問 12 民法（相続）

Aが死亡し、それぞれ3分の1の相続分を持つAの子B、C及びD（他に相続人はいない。）が、全員、単純承認し、これを共同相続した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1. 相続財産である土地につき、遺産分割協議前に、Bが、CとDの同意なくB名義への所有権移転登記をし、これを**第三者に譲渡**し、所有権移転登記をしても、CとDは、自己の持分を登記なくして、その第三者に対抗できる。
2. 相続財産である土地につき、B、C及びDが持分各3分の1の**共有相続登記**をした後、遺産分割協議によりBが**単独所有権**を取得した場合、その後にCが登記上の持分3分の1を第三者に譲渡し、所有権移転登記をしても、Bは、単独所有権を登記なくして、その第三者に対抗できる。
3. 相続財産である預金返還請求権などの**金銭債権**は、遺産分割協議が成立するまでは、相続人3人の共有に属し、3人全員の同意がなければ、その債務者に弁済請求できない。
4. Bが相続開始時に**金銭（動産）**を相続財産として保管している場合、CとDは、遺産分割協議の成立前でも、自己の相続分に相当する金銭を支払うよう請求できる。

解説

1. 判例 共同相続と登記

正しい。遺言がない場合、遺産は法律に定められた人が相続人となって相続するのだけれど、その相続人が複数いれば全員で共同相続することになる。このとき、遺産を誰にどのように具体的に分ける話し合い、「遺産分割協議」をすることになる。遺産分割協議が行われて、初めてその遺産を誰かの単独所有にするのか、共有とするのか、その場合は持分をどうするかなどを決めることになる。それまでは、法定相続分を持分として共有していることになる。設問で言うと、BCD各持分 1/3 とする共有だと言うことになる。**共有の場合、自分の持分は自由に売買することは可能**だけれど、その持分を超えた部分は、無権利の部分になり、売買行為は当然無効となる。一方、第三者としては、Bの単独所有の登記を見て、単独所有だと信じて買ったのだけれど、登記がないので真の所有者にやっぱり対抗できない。

2. 判例 相続人と対抗関係

誤り。設問では、遺産分割協議前に、共有の登記を行っている。そこから、遺産分割協議が行われ、Bの単独所有が決まっている。そして、Bが登記を備える前に、Cが第三者へ持分を譲渡している。Cを中心に見てみると、Cは遺産分割協議により土地をBに譲渡して、そのCが売買によって土地を第三者に譲渡しているので、Cを中心とする「二重譲渡」が成立していることになる。持分の譲渡に欺されないように注意が必要。二重譲渡の場合、Bと第三者は対抗関係にあるので、登記を先に備えた方が勝ち。設問では、第三者に登記があるとされているので、Bは第三者に対抗できない。

3. 判例 共同相続の効力

誤り。預金返還請求権とは、Aの預金通帳が死亡によって凍結されてしまったので、その口座に入っているお金を引き出せないから、出せるようにしてほしいと請求する権利。遺産分割協議前の遺産は相続人全員の共有だから、預金返還請求権も共有物。共有と言うのは、自分の持分の範囲でしたら、譲渡しようが何をしようが、他の共有者の同意は必要ないので、預金返還請求権も、それぞれ持分の範囲であれば、請求権があって、持分の範囲内であれば他の共有者の同意なく債務者に弁済請求ができる。

4. 判例 共同相続の効力

誤り。遺産分割協議前の遺産は相続人全員の共有だから、持分の範囲内なら何をしようが構わないはずだけれど、現金は処分できない。どうしてかということ、「預金返還請求権」は金銭債権で「可分債権（分割できる債権）」。一方、現金はその所有権（物権）の移転を考えると特殊な「動産（物権）」として扱われていて、現に持っている人が所有者になるので、分割できない物として扱われる。だから、相続では分割継承されずに遺産分割協議で決めないといけない。この現金と金銭債権との違いの判例は、整合性が取れていないとする学説も多くある。

平成14年度 問12 民法（相続放棄と限定承認）

相続の承認及び放棄に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

1. 相続の放棄をする場合、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。
2. 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。
3. 相続人が、自己のために相続の開始があったことを知った時から3カ月（家庭裁判所が期間の伸長をした場合は当該期間）以内に、限定承認又は放棄をしなかったときは、単純承認をしたものとみなされる。
4. 被相続人の子が、相続の開始後に相続放棄をした場合、その者の子がこれを代襲して相続人となる。

解説

1. 民法938条 相続の放棄の方式

正しい。相続放棄と言うのは、法定相続人となったが、負の遺産の方が多いためなど相続しても得しない場合に、相続自体なかったものとする制度。民法で規定する「法定相続人」でなかったことにする制度だから、行政の役所では役不足。

だから、その申請は「家庭裁判所」に申請して、受理されなければ、相続放棄はできない。なお、申請は、相続人単独で行うことができる。相続放棄ができる期間は、「相続人になったことを知った時から3ヶ月以内」。この期間以外で、相続放棄の申請はできないようになっている。だから、相続開始前に、あらかじめ相続放棄はできるなんて問題は、確実に×。この3ヶ月を経過して何もしなければ、自動的に「単純承認」したとみなされるようになっている。

2. 民法923条 共同相続人の限定承認

正しい。相続財産には、不動産、預貯金と言ったプラスの財産と借金などと言ったマイナスの財産もあります。これら全てを、相続するものを「単純承認」と言っています。ただ、せっかく相続するのでしたら、プラスの財産だけを相続したいと、誰でも思うことでしょう。そんな、都合がいい制度が、実は民法では用意されています。それが、「限定承認」というものです。相続放棄は、全て相続しないとする制度ですが、「限定承認」は、プラスの財産のみ選択して相続できるというものですから、頻繁に利用されている制度です。この限定承認も、相続人になったことを知った時から3ヶ月以内に、家庭裁判所に申請することになります。もちろん、この3ヶ月の期間内に何もしなければ、自動的に単純承認したとみなされます。但し、相続人が複数いる場合は、相続放棄と違って、相続人全員で共同して申請しなくてはならないとなっています。相続人にとって、都合がいい制度なのに、バラバラで申請されては、相続財産の仕分けが大変になるとか、相続自体が複雑になるとか、そんな理由からではないかと思えます。従って、記述は正しいとなります。

3. 民法921条2号、民法915条 相続の承認又は放棄をすべき期間、相続の承認

正しい。相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に、「限定承認」又は「放棄」をしなければ、「単純承認」をしたものと見做される。

4. 民法939条 相続の放棄の方式

誤り。相続放棄は、相続自体をなかったことにする。本来の相続人がいたなら、相続財産を受けられたものが、本来の相続人が死亡などによって受けることができないため、代わって受取るのが代襲相続。だから、相続放棄をした人は、相続人ではないのですから、相続財産自体がゼロ。そのゼロの相続財産を、代わって受け取るなんて、おかしい話。代襲相続が認められる場合は次の3つ。

- ① 相続人の死亡
- ② 相続人が欠格事由により相続権を失った
- ③ 相続人が廃除により相続権を失った

相続人の廃除

被相続人の意思によって相続人の相続権を奪う制度です。ただし、その者が嫌いだからといってやみくもに廃除できるわけではなく、下記の場合に限りその相続人の廃除を請求することができる。

1. 被相続人に対して虐待もしくは重大な侮辱を加えたとき、
2. その他、著しい非行があったとき、

相続排除には、

- ① 相続人の生前に家庭裁判所が排除の審判をした場合(民法892条)と
- ② 相続開始後の遺言による排除(民法893条)がある。

・遺言による排除の場合には、「家庭裁判所の審判による確定」が必要であり、排除の効力は、被相続人の死亡の時に遡る。

・相続人の廃除は、「民法892条」の規定による場合には、家庭裁判所が関与して、被相続人に対して排除事由に該当する非行があったのかどうかを直接確認することができるが

・「民法893条」の規定では遺言で行うことができ、被相続人に対して非行の事実があったかどうかを直接確認することができないため、関係者で口裏をあわせると、本来排除事由に該当しないにもかかわらず、相続人の廃除が確定する危険性がある。

・代襲相続を利用し、「法定相続人を増やすため」に排除を利用することも考えられる。

・相続人を廃除したいときは、遺言書で廃除の意思を表示して、「遺言執行者」（故人に代わって相続手続きを執行する代理人）が家庭裁判所に廃除の申し立てをするか、被相続人が生前に家庭裁判所に直接申し立てをします。

・実際に廃除されるかどうかは、「家庭裁判所の審判によって決定」されるので、被相続人の希望通りにならないこともあります。

・「廃除の対象」となりうるのは、遺留分のある法定相続人（推定相続人）、つまり配偶者と直系卑属と直系尊属です。・廃除された者に代襲相続人がいれば、代襲相続人が相続税計算の基礎控除の対象になるが、いなければ廃除事由のある当該本人は、相続税の基礎計算には入ってこない。

直系卑属には養子も含まれるのか

・直系卑属の直系とは、祖父母→父母→子→孫→ひ孫といったように一直線につながる親族のことをいいます。兄弟姉

妹は親から枝分かれした関係ですので傍系といいます。

・そして卑属とは自分より下の世代のことをいいます。従って、直系卑属とは自分から見て子や孫、そしてひ孫のことをいいます

・被相続人に子がいた場合、子が相続人となります。実子が養子かは問いません。養子は、養子縁組したその日から実子と同じく嫡出子（婚姻関係にある者の間の子）の身分を取得し（民法 809 条）、血族とされる（民法 727 条）。これを「法定血族」という。従って、相続分も実子が養子かによる違いはありません

・養子も直系卑属に含まれるということは、「養子も相続廃除の対象」となりうる。

平成 13 年度 問 11 民法（法定相続）

被相続人 A の相続人の法定相続分に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1. A と B が婚姻中に生まれた A の子 C は、A と B の離婚の際、親権者を B と定められたが、A がその後再婚して、再婚にかかる配偶者がいる状態で死亡したときは、C には法定相続分はない。

2. A に実子がなく、3 人の養子がいる場合、法定相続分を有する養子は 2 人に限られる。

3. A が死亡し、配偶者 D 及びその 2 人の子供 E、F で遺産分割及びそれに伴う処分を終えた後、認知の訴えの確定により、さらに嫡出でない子 G が 1 人いることが判明した。G の法定相続分は 1/10 である。（改）

4. A に子が 3 人あり、A の死亡の際、2 人は存命であったが、1 人は既に死亡していた。その死亡した子には 2 人の嫡出子 H、I がいた。A 死亡の際、配偶者もいなかった場合、H の法定相続分は 1/6 である。

解説

1. 民法 887 条 1 項 法定相続人

誤り。親権と相続とは別の話で、C が A の子であることに変わりはない。また、A が B と離婚後に誰と再婚しようと、C は A の子なので、C は A の法定相続人になる。

2. 民法 887 条 1 項 養子

誤り。養子も被相続人の子であり、法定相続人にあたる。養子が 3 人いれば、3 人とも法定相続人となる。ちなみに、税法では、税金逃れを防止する意味で、実子が一人もいない場合は、養子は 2 人までしか法定相続人として認めないと言う規定がある。でも、民法ではそのような規定はない。3 人の養子がいれば、全員に法定相続分がある。

3. 民法 784 条 認知

誤り。認知の訴えが確定したと言うことは、G は A の子供だと言うことが確定したと言うことになる。認知されると、出生の時に遡って効力が生じるので、A の死亡時に G は法定相続人だったことになる。平成 26 年から、非嫡出子の制度は廃止されているので、A の死亡による法定相続の割合は、配偶者 B が 1/2、子供が 1/2 となり、子が 3 人だから $1/2 \times 3 \text{人} = 1/6$ ずつとなるので、記述は誤り。

4. 民法 887 条 2 項 代襲相続

正しい。被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、その者の子が被相続人の子に代わって相続人となる（代襲相続）。代襲相続の場合、法定相続分は被相続人の子が生きていたら受け取れるであった、相続分をそのまま、その者の子が受取ると言うもの。設問では代襲相続人が 2 人いるので、均等に半分ずつとなります。

A には配偶者がいませんから、子供が全部を相続。A の子供の数は、3 人ですから $1/3$ 。その $1/3$ を代襲相続人の 2 人で分けると、 $1/3 \times 2 \text{人} = 1/6$ 。設問通り。

平成 12 年度 問 10 民法（相続・遺留分）

被相続人 A、相続人 B 及び C（いずれも A の子）として、A が遺言をし、又はしようとする場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

1. A は、遺言をもって、第三者 D に遺言執行者の指定を委託することができる。

2. A は、「A の財産をすべて B に遺贈する。C は B に対して遺留分の減殺請求をしてはならない」旨の遺言をして、C を A の相続から排除することができる。

3. A が、「A の甲土地を B に相続させる」旨の遺言をした場合で、その後甲土地を第三者 E に売却し、登記を移転したとき、その遺言は撤回されたものとみなされる。

4. A は、「A の乙建物を C に相続させる」旨の遺言をした場合で、B の遺留分を害しないとき、これを C 単独の所有に帰属させることができる。

解説

1. 民法 1006 条 1 項 遺言執行者

正しい。遺言者は、遺言で、一人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。

2. 民法 1031 条 遺留分減殺請求

誤り。遺留分と言うのは、法定相続人が持つ固有の権利だから、その固有の権利をたとえ被相続人と言えども脅かすことはできない。それに、遺留分の減殺請求を禁ずる遺言はできない。

3. 民法 1023 条 遺言の撤回・取消し

正しい。生前に遺言者が遺言と異なる行為をしたときには、その遺言は取り消されたものとみなされる。また、遺言は民法に規定する方法で、いつでも取消、撤回をすることが可能。

4. 民法 1031 条 遺留分減殺請求

正しい。相続は、遺言書があればそれに従うのが原則。そして、その遺言を執行した結果、他の法定相続人の遺留分を侵害した場合、侵害された相続人による遺留分減殺請求が行われるが、設問は「遺留分の侵害はない」となっているので、遺留分減殺請求をする余地がないので、記述は遺言書通り、乙建物は C の単独の所有となる。

平成 11 年度 問 3 民法（相続）

相続に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

1. 相続開始の時ににおいて相続人が数人あるとき、遺産としての不動産は、相続人全員の共有に属する。
2. 被相続人は、遺言で、遺産の分割の方法を定めることができ、また相続開始の時から5年を超えない期間内で遺産の分割を禁ずることもできる。
3. 遺産の分割について共同相続人間に協議が整わないとき、各共同相続人は、その分割を、相続開始時の地方裁判所に請求することができる。
4. 相続開始の時から3年以上経過した後には遺産の分割をしたときでも、その効力は、第三者の権利を害しない範囲で、相続開始の時にさかのぼって生ずる。

解説

1. 民法 898 条 共同相続の効力

正しい。相続人が数人あるときは、財産分割協議相で数人の相続人に分けるまで、その相続財産は共有に属する。判例によれば、この相続財産の共有は、民法 249 条以下に規定する「共有」と同じ性質のもの（最判昭 30.05.31）。だから、遺産分割前であっても、各相続人は自分の共有持分を自由に処分することができる。

2. 民法 908 条 遺産の分割

正しい。被相続人は、遺言で、遺産の分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる、です。

3. 民法 907 条 2 項 遺産の分割

誤り。分割につき協議が調わないときは、各共同相続人は、その分割を相続開始地の家庭裁判所に請求することができる。「地方裁判所」じゃない。

4. 民法 909 条 遺産の分割

その通り。遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。なお、設問には「3年以上経過」とあるが、これはフェイクで、遺産分割請求には時効がないので、何年経過しても遺産の分割は請求できる。汚いね！

平成 10 年度 問 10 民法（相続の承認、放棄）

相続人が、被相続人の妻 A と子 B のみである場合（被相続人の遺言はないものとする。）の相続の承認又は放棄に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

1. 相続の承認又は放棄をすべき3カ月の期間の始期は、A と B とで異なることがある。
2. A が単純承認をすると、B は、限定承認をすることができない。
3. A 及び B は限定承認をしたが、B が相続財産を隠匿していたとき、相続債権者は、相続財産をもって弁済を受けられなかった債権額の $1/2$ について、B に請求できる。
4. A は、B の詐欺によって相続の放棄をしたとき、B に対して取消しの意思表示をして、遺産の分割を請求することができる。

解説

1. 民法 915 条 相続の開始

正しい。相続開始時期は、「相続の開始があったことを知った時から」。被相続人が、死亡しても自動的に相続が開始されるわけではない。つまり、A と B が相続の開始を知った時期が異なれば、3カ月の始期も当然異なることになる。また、単純相続か限定想像かの承認をするか、又は放棄するかを決断も「相続の開始があったことを知ったとき」から3ヶ月以内。さらに、この期間も利害関係人や検察官の請求によって家裁で伸張できる。

2. 民法 923 条 共同相続人の限定承認

正しい。

限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。したがって、A が単純承認をした場合、B は限定承認を行うことができない。なぜなら、限定承認は「借金は相続しません」という宣言。もし B さんが限定承認しても、A さんが単純承認して借金も相続したら、借金と財産が相殺されてしまい、B さんも単純承認したのと同じ状況になるから。

3. 民法 921 条 法定単純承認

正しい。そもそも限定承認は相続人にとって都合の良い制度。にもかかわらず、さらに儲けようと財産を隠したのだから、B さんは都合が良すぎる。そんなときは B さんだけ単純そう人したことになり、借金の債権者は B さんに法定相続分の債権を請求してもよいことになっている。B さんの法定相続分は $1/2$ だから、設問通り。ちなみに、次のような場合には、相続人は単純承認をしたものとみなされる。

「①相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき」、「②相続人が相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、限定承認又は相続の放棄をしなかったとき」、「③相続人が、限定承認又は相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを相続財産の目録中に記載しなかったとき」。設問は③に当たる。

4. 民法 919 条 2 項 相続承認の取り消し

誤り。詐欺に遭ったのに警察にも裁判所にも訴えないのは変。相続の承認・放棄に、詐欺・強迫など意思表示に瑕疵があった場合、家裁に申し立てて取り消すことができる。詐欺師に取消の意思表示をしてもダメ。

平成9年度 問10 民法（遺留分）

遺留分に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているのはどれか。

1. 被相続人Aの配偶者BとAの弟Cのみが相続人であり、Aが他人Dに遺産全部を遺贈したとき、Bの遺留分は遺産の3/8、Cの遺留分は遺産の1/8である。
2. 遺留分の減殺請求は、訴えを提起しなくても、内容証明郵便による意思表示だけでもすることができる。
3. 相続が開始して9年6カ月経過する日に、はじめて相続の開始と遺留分を害する遺贈のあったことを知った遺留分権利者は、6カ月以内であれば、遺留分の減殺請求をすることができる。
4. 被相続人Eの生前に、Eの子Fが家庭裁判所の許可を得て遺留分の放棄をした場合でも、Fは、Eが死亡したとき、その遺産を相続する権利を失わない。

解説

1. 民法1028条 遺留分権利者

誤り。兄弟には遺留分がないので、弟Cさんは遺留分を主張できず、遺留分があるのは配偶者Bさんのみ。配偶者のみが遺留分権利者の場合、遺留分は被相続人の財産の1/2。ちなみに遺留分は「子と配偶者が相続人＝子が4分の1、配偶者が4分の1」「父母と配偶者が相続人＝配偶者が3分の1、父母が6分の1」「兄弟姉妹と配偶者が相続人＝配偶者が2分の1、兄弟姉妹は遺留分なし」「配偶者のみが相続人＝配偶者が2分の1」「子のみが相続人＝子が2分の1」「直系尊属のみが相続人＝直系尊属が3分の1」「兄弟姉妹のみが相続人＝兄弟姉妹には遺留分なし」となる。

2. 民法1031条。最判昭41.07.14 遺留分減殺請求

正しい。遺留分減殺請求権は、受贈者または受遺者に対する意思表示によって行使すれば足り、必ずしも裁判上の請求による必要はない。

3. 民法1042条 減殺請求権の期間の制限

正しい。遺留分の減殺請求の消滅時効は、相続の開始と遺留分を害する遺贈のあったことを知ったときから1年、もしくは、相続の開始より10年。設問はどちらも経過していないので、遺留分の減殺請求をすることができる。

4. 民法1043条1項 遺留分の放棄

正しい。家庭裁判所の許可を受ければ、相続の開始前に遺留分を放棄することができるが、この場合でもFは遺留分を放棄しただけで、相続を放棄したわけではない。だから、相続人である地位を失うわけではない。「遺留分」と「相続」は別個の権利。

平成8年度 問10 民法（相続）

居住用建物を所有するAが死亡した場合の相続に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1. Aに、配偶者B、Bとの婚姻前に縁組した養子C、Bとの間の実子D（Aの死亡より前に死亡）、Dの実子E及びFがいる場合、BとCとEとFが相続人となり、EとFの法定相続分はいずれも1/8となる。
2. Aに、配偶者B、母G、兄Hがいる場合、Hは相続人とならず、BとGが相続人となり、Gの法定相続分は1/4となる。
3. Aに法律上の相続人がない場合で、10年以上Aと同居して生計を同じくし、Aの療養看護に努めた内縁の妻Iがいるとき、Iは、承継の意思表示をすれば当該建物を取得する。
4. Aに、その死亡前1年以内に離婚した元配偶者Jと、Jとの間に未成年の実子Kがいる場合、JとKが相続人となり、JとKの法定相続分はいずれも1/2となる。

解説

1. 民法890条・887条1項、他 法定相続人

正しい。相続人は配偶者と子CとC。相続分は配偶者1/2と子1/2。実子でも養子でも相続分に違いはないので、CとDはそれぞれ $1/2 \times 1/2$ の1/4。DはAよりも先に死亡しているため、Dの相続分はDの子のEとFが代襲相続する。Dの相続分を2人で分けるので $1/4 \times 1/2$ で1/8だから、設問通り。

2. 民法890条・889条1項1号 直系尊属と配偶者

誤り。直系尊属は相続するが、兄弟姉妹は相続できない。相続分は母が1/3、配偶者が2/3になる。ちなみに、法定相続の優先順位と法定相続分は「1位 → 配偶者(1/2) + 子(1/2)」、「2位 → 配偶者(2/3) + 直系尊属(1/3)」、「3位 → 配偶者(3/4) + 兄弟姉妹(1/4)」。

3. 民法958条の3第1項 特別縁故者

誤り。被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者（特別縁故者）は、家庭裁判所に対し相続財産の分与を請求することができる。家庭裁判所が相当と認めれば、相続財産を取得することができる。でも、家裁の審判が必要で、「承諾の意思表示」だけで財産を取得することはできない。被相続人に、相続人が全くいなくて、内縁の妻のような特別縁故者もない場合は、その相続財産は、国庫に入る。

4. 民法887条1項 離婚した元配偶者

誤り。Aの死亡する前にJとは離婚しているため、Aの他人だから配偶者ではないので法定相続人とはならない。Kは自分の子に変わりはないので、Kは法定相続人となる。

平成7年度 問11 民法(相続)

Aには、妻B、子C・Dがあり、A及びBは、CにA所有の資産全部を相続させAの事業も承継させたいと考えているが、Cは賛成し、Dは反対している。この場合、民法の規定によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

1. Aは、Dが反対していることを理由として、遺言で、Dを相続人から廃除することができる。
2. Aが遺産の全部をCに遺贈した場合も、DからCに対して遺留分の減殺をすれば、Cは、その部分を除外した部分を承継するほかない。
3. Dは、Aの死亡後で遺産分割前であっても、B及びCの同意を得なければ、自己の相続分を第三者に譲渡することはできない。
4. Aの死亡後、遺産分割協議をし、改めて相続人の多数決で、遺産の全部をCに承継させるしかない。

解説

1. 民法892条 推定相続人の相続権の剥奪＝廃除

誤り。数人の法定相続人の中の一人を廃除する場合、民法では「①被相続人を虐待した場合」、「②被相続人に対して、重大な侮辱を加えた場合」、「③相続人に著しい非行があった場合」のいずれかに該当しなければできない。「被相続人の意向に反対である」というだけで廃除することはできない。

2. 民法1028条 遺留分減殺請求

正しい。Dは被相続人Aの子だから、遺留分の権利を持っている。そのDがCに対して遺留分の減殺(げんさい)請求をすれば、Cはその部分を除外した部分を承継する他ないので、設問通り。遺留分の計算は、まず法定相続分を計算する。配偶者+子が相続人の場合、配偶者1/2、子1/2。子供はCとDの二人いるので、1/2の半分ずつとなり、C1/4、D1/4。遺留分の割合は、相続人が直系尊属(父母・祖父母)だけの場合1/3で、これ以外が1/2だから、子Dは遺留分減殺請求で、 $1/4(\text{法定相続分}) \times 1/2(\text{遺留分割合}) = 1/8$ を遺留分とすることができる。また、配偶者Bが遺留分減殺請求をCに行えば、 $1/2(\text{法定相続分}) \times 1/2(\text{遺留分割合}) = 1/4$ を遺留分とすることができる。

3. 民法898条 共同相続の効力

誤り。相続が開始して、相続放棄も限定承認もしないで3カ月が経過すれば、被相続人が有していた一切の権利、義務を相続人が相続分に応じて共同相続＝共有することになる。この遺産の共有状態を解消して、個々の財産を各相続人で分配する手続きを「遺産分割協議」と言う。つまり、この協議後、遺産は各相続人の単独所有になる。設問はこの遺産分割前のことを訊いている。遺産分割前の遺産は、共有となっているので、各共有者の持分には各自の所有権があり、自由に譲渡することができる。だから、Dさんは自分の相続分＝持分を第三者に事由に譲渡できるし、BやCの同意は不要。

4. 民法907条1、2項 遺産の分割

誤り。遺産分割協議は、共同相続人全員が参加し、かつ同意しなければ成立しない。「相続人の多数決」で結論を出すわけではない。

平成6年度 問13 民法(遺言)

遺言に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1. 遺言に停止条件が付けられた場合、その条件が遺言の死亡後成就しても、遺言の効力は生じない。
2. 遺言は、家庭裁判所の検認の手続きを経なければ、効力を生じない。
3. 遺言の証人には、遺言者の長女の夫も、なることができる。
4. Aが公正証書で土地をBに遺贈すると遺言した場合でも、後に自筆証書でこれをCに遺贈すると遺言したときは、Bは、Aが死亡しても、当該土地の所有権を取得しない。

解説

1. 民法985条2項 停止条件付遺言

誤り。遺言に停止条件を付した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は、条件が成就した時からその効力を生ずる。

2. 民法1004条。大決大04.01.16 遺言書の検認

誤り。検認とは、自筆証書遺言の場合に、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続き。「遺言の有効・無効を判断する手続き」ではない。ちなみに、公正証書遺言には検認の手続きは不要。

3. 民法974条 遺言の証人・立会人

誤り。以下の者は遺言の証人・立会人となることができない。「未成年者」「推定相続人、その配偶者・直系血族」「公証人の配偶者・親族」。設問に出てくる遺言者の長女は「推定相続人」で、その夫は「推定相続人の配偶者」だから、遺言の証人にはなれない。また、自筆証書遺言では証人は不要で、公正証書遺言のときだけ。

4. 民法1023条1項 遺言の撤回・取消し

正しい。前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したもののみならず。設問では、「Bに遺贈」という公正証書遺言よりも、「Cに遺贈」という自筆証書遺言の方が後になされているので、後になされた自筆証書遺言が優先する。

平成5年度 問13 民法(相続)

Aが、5,000万円相当の土地と5,500万円の負債を残して死亡した。Aには、弟B、母C、配偶者D及びDとの間の子E・F・G並びにEの子Hがいる。この場合、民法の規定によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。

- 1 限定承認をするときは、D・E・F及びGが、共同してしなければならない。
- 2 Eが相続放棄をしたときは、Hが、代襲して相続人となる。
- 3 E・F及びGが相続放棄をしたときは、B及びCが、Dとともに相続人となる。
- 4 E・F及びGが相続放棄をしたときは、Cは、相続開始のときから3ヵ月以内に単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。

解説

1. 民法923条 限定承認

正しい。相続人の間に不公平が生じてトラブルが発生することを防止するために、相続人が複数いるときは、“全員で”限定承認をする必要があり、設問の相続人は配偶者D、子供の子EFG。

2. 民法939条 相続放棄

誤り。相続を放棄したEは「はじめから相続人ではなかったもの」とみなされるので、Eに子Hがいても、Hは、はじめから相続人ではなかったEの子なので、Eを代襲する余地も生じない。

3. 民法939条 相続放棄

誤り。Aの法定相続人は配偶者Dと子EFG。でも、子EFGが相続を放棄すると、Eの子も相続権がなくなる。すると第2順位の「配偶者2/3 + 直系尊属1/3」を考えて、配偶者Dと母親Cが法定相続人となる。

4. 第915条1項 相続の承認・放棄

誤り。相続の承認・放棄は相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内。「相続開始の時から」ではない。今だと携帯やLineで直ぐに被相続人の死亡を知ることができるけど、この法律ができたのは明治時代だから、そんなに通信手段が発達しておらず、被相続人の死亡とその事実を知ることの間には時間がかかった。

代襲相続

被相続人の死亡以前に、相続人となるはずの「子」・「兄弟姉妹」が死亡・廃除・欠格事由で相続権を失ったときに、その者(被代襲者)の直系卑属(子・孫など)。(相続人となるはずの者が兄弟姉妹のときはその子に限る)がその者に代わって相続すること。(ただし、代襲相続人は被相続人の直系卑属でなければならないことに注意。)

平成4年度 問13 民法(遺言)

遺言に関する次のそれぞれの記述は、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 遺言は、満15歳に達すればすることができ、法定代理人の同意は必要でない。
- 2 遺産の全部を相続人の一人に贈与する旨の遺言があっても、被相続人の兄弟姉妹は、遺留分の保全に必要な限度で、遺贈の減殺を請求することができる。
- 3 遺産の全部を相続人の一人に贈与する旨の遺言があっても、遺言者が死亡する前に受遺者が死亡したときは、その遺贈は効力を生じない。
- 4 遺言者が遺贈をしても、受遺者が遺贈の放棄をしたときは、遺言に別段の意思表示がない限り、受遺者が受けるべきであったものは、相続人に帰属する。

解説

1. 第961条 制限行為能力者の遺言

正しい。民法では制限行為能力者の意思表示は法定代理人の同意がなければ取り消せるが、遺言だけは例外で、15歳になれば「意思能力」があると認め、単独で有効な遺言ができる。

2. 第1028条 遺留分

誤り。配偶者及び直系(タテのつながり)の親族については遺留分減殺ができるが、「兄弟姉妹など傍系(ヨコのつながり)の親族」には、たとえ法定相続人でも遺留分はない。遺留分は法定相続分の直系尊属(父母・祖父母)だけが1/3で後は皆1/2。

3. 第994条1項 遺贈者死亡

正しい。特定人(受遺者)にたいする贈与を遺贈と呼ぶが、遺言者の死亡前に受遺者が死亡したとき、その遺贈は効力を失う。

4. 第939条2項 遺贈放棄

正しい。遺贈が放棄されたら、その効力は遺言者の死亡の時に遡って生じ、その受遺者(放棄者)は「はじめから相続人ではなかったもの」とみなされ、その結果、代襲相続されることもなく、その放棄分は本来の相続人に帰属する。

第7部 相続
3. 相続の効力

■ 140-1 相続分

【相続分】相続人が何人かいる場合、各相続人が相続する割合

【指定相続分】被相続人が遺言で定めるか、または定めるように誰かに委託した相続分
* 遺留分に関する規定に違反することはできない (902条1項)

【法定相続分】遺言がない場合に、民法によって規定された相続分 (900条)

法定相続分 { ①子供：配偶者＝1：1
②直系尊属：配偶者＝1：2
③兄弟姉妹：配偶者＝1：3

①子供：配偶者＝1：1

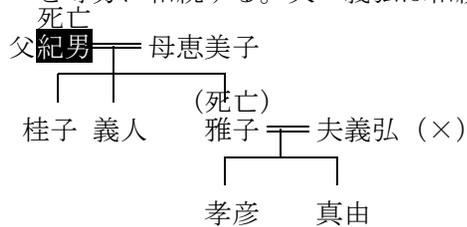
事例

紀男と恵美子の間に義人、桂子、雅子の3人の子供がいる。紀男が900万円を残して死亡した場合、相続人は恵美子、義人、桂子、雅子の4人。恵美子に450万、3人の子供に450万の1：1となる。子供の分は等分となるので、義人150万、桂子150万、雅子150万の取り分となる。



事例

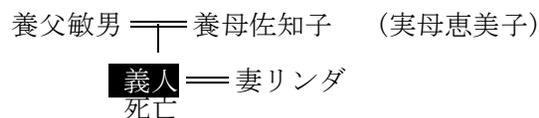
雅子には夫＝義弘、と子＝真由、隆彦がいるが、雅子はすでに死亡している場合、雅子が相続するはずの150万円は代襲相続により真由と隆彦が75万円ずつを等分に相続する。夫＝義弘は相続人ではない。



②直系尊属：配偶者＝1：2

事例

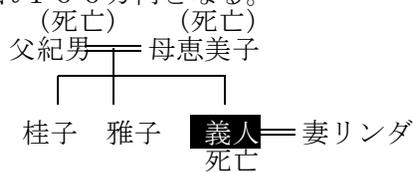
妻リンダ、養父敏男、養母佐知子、実母恵美子のいる義人が900万円残して死亡した場合、リンダに2/3、敏男+佐知子+恵美子に1/3となり、リンダに600万円、敏男、佐知子、恵美子にそれぞれ100万円ずつとなる。



③兄弟姉妹：配偶者＝1：3

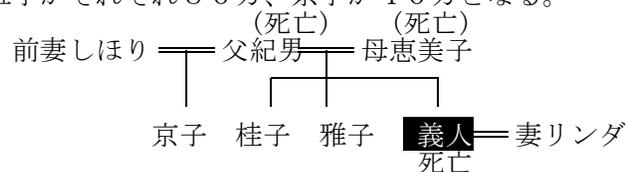
事例

妻リンダ、妹桂子、雅子のいる義人が800万円残して死亡した場合、リンダに3/4、桂子+雅子に1/4となり、リンダ600万円、桂子、雅子にそれぞれ100万円となる。



事例

義人には妻リンダ、父母を同じくする兄弟桂子、雅子、父紀男の前妻の子京子があり800万円残して義人が死亡した場合、リンダ3/4、桂子+雅子+京子に1/4となる。兄弟の割り当ては桂子：雅子＝1：1、京子は1/2＝2：2：1となり、桂子・雅子がそれぞれ80万、京子が40万となる。



■ 140-2 相続分の特例計算

特例計算 { ①相続人の中に特別の利益を受けた人がいる場合
②相続人の中に特別の寄与をした人がいる場合

①相続人の中に特別の利益を受けた人がある場合

* 特別の利益＝遺贈、結婚養子縁組の持参金、住宅の建築資金などの贈与
* 相続開始時に存在する財産の価額にこれらの価額を加えた者を相続財産として相続分を計算し、贈与を受けた本人はすでにもらった分の差額を分与される (903条1項)。

②相続人の中に特別の寄与をした人がある場合

* 特別の寄与＝被相続人の事業に関する労務の提供、財産上の給付、被相続人の療養看護などで被相続人の財産の

維持・増加について寄与すること

算定 * 相続開始時に存在する財産の価額から寄与者の寄与分を除いたものを相続財産として相続分を計算し、その

額に寄与分を加えた額が寄与者の相続分とする。
* 寄与分は共同相続人の協議で定める。協議が調わないときは家裁で決める。

■ 141-1 遺産分割

【遺産分割】遺産として土地、家屋、現金、宝石、骨董などがあると、誰がどれを相続するかは「相続分」だけでははっきりしないので、「相続分」に従って遺産を現実に分割する方法。

- { ①被相続人が遺言で分割方法を指定する
②被相続人が誰かに分割方法の指定を委託する (908条)
③共同相続人の協議 (907条1項)
④協議が調わない場合は家裁に決めてもらう (907条2項)

* 相続の放棄または承認をすることができる期間内であっても相続人は遺産分割できる

* 被相続人は遺言で5年を超えない期間を定めて、遺産分割を禁止できる (908条)

* 遺産分割の効果は相続開始時に遡るので (909条)、分割によって取得した財産は被相続人から直接取得したものと

して扱われる。

■ 142-1 相続回復請求権

【相続回復請求権】相続人の相続権が侵害されている場合に侵害された相続人が妨害を排除し、相続の回復を請求する権利

るい * <消滅時効> この請求権は相続人またはその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から5年、あるいは相続開始の時から20年行使しないと時効消滅する (884条)。